

中田教授

史制法逸獨

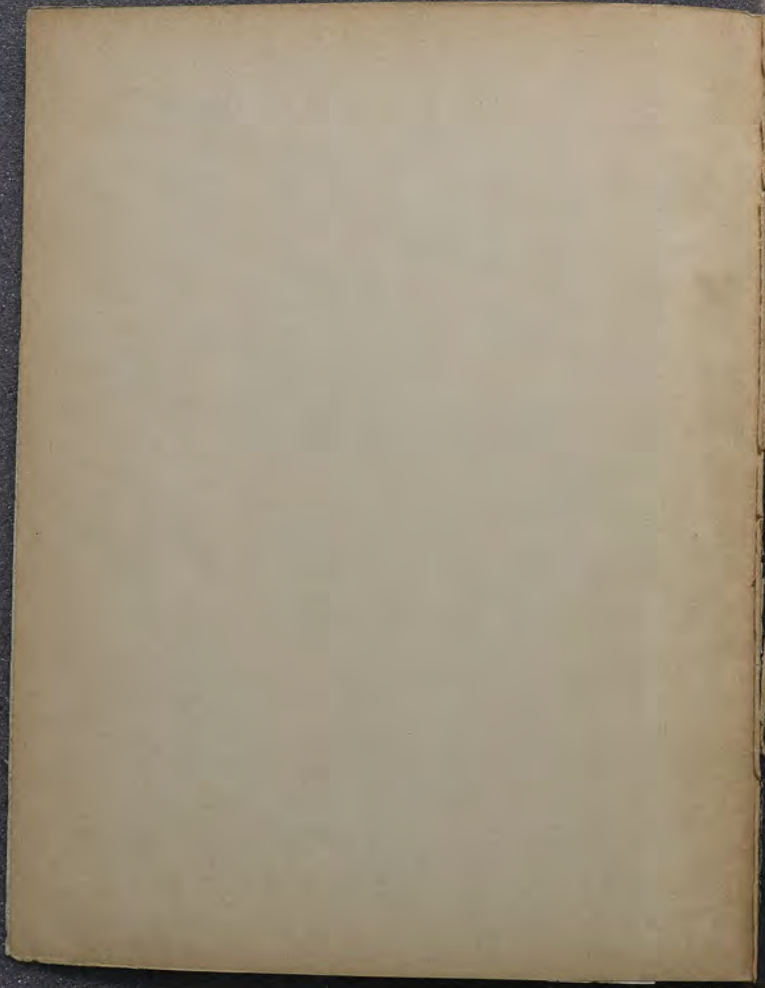
第三卷

法律科

團藤重光

MADE IN TOKYO, C.K.



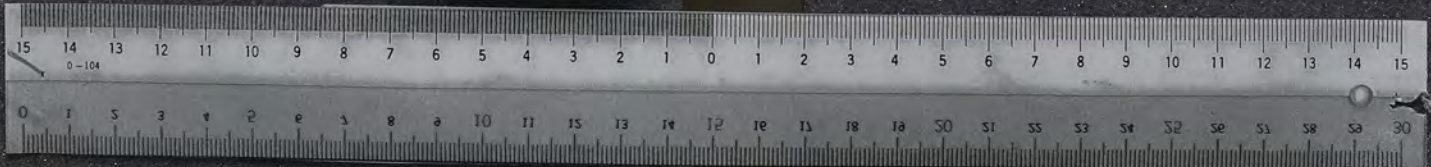
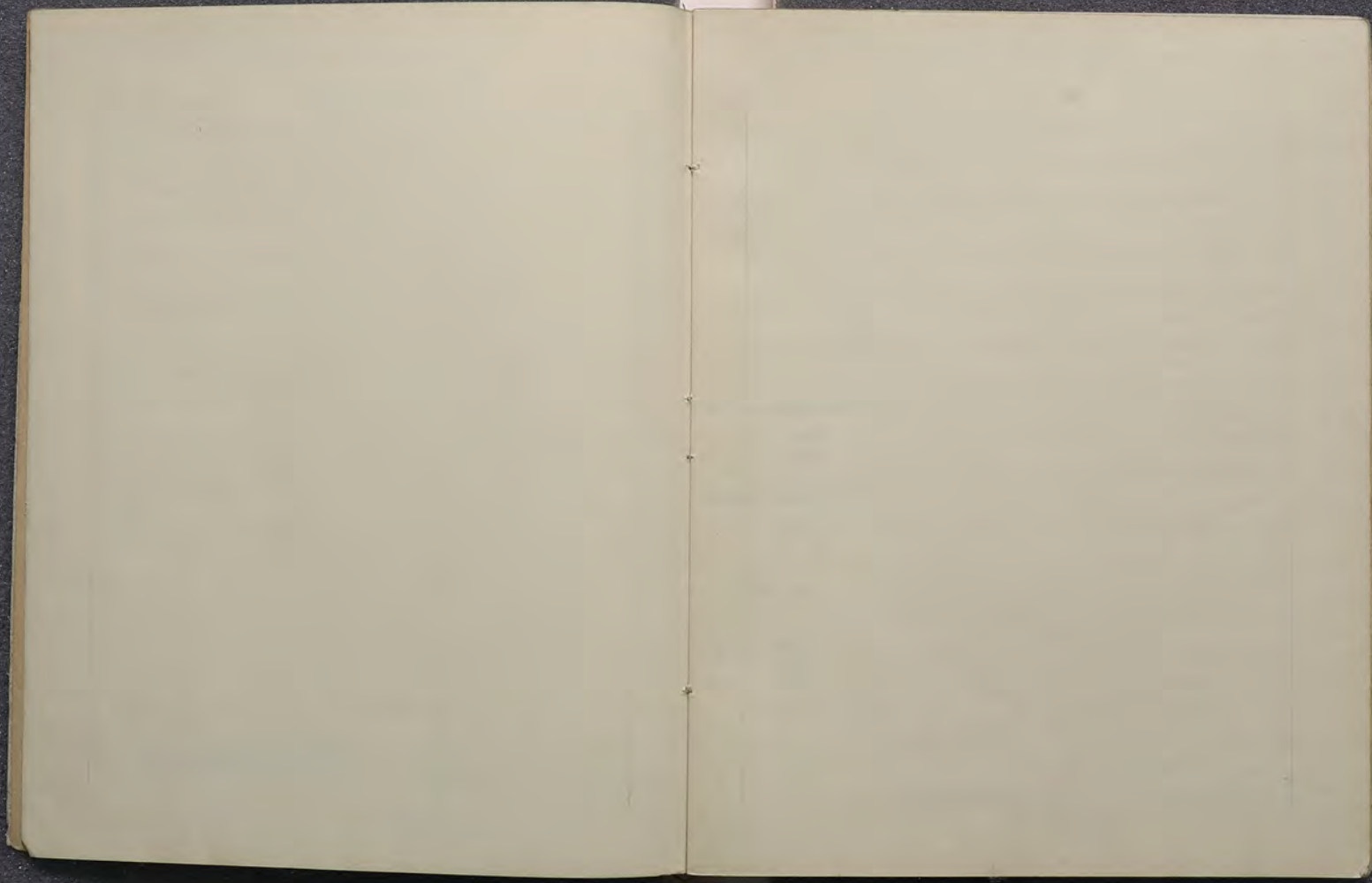


# INDEX

PAGE		PAGE	
第七章	Sachhaftung		
第一節	Fahnis pfand		
第二節	Grundpfand		
	Eigentums pfand — ältere		
	Satzung (Satzung mit fester)		
	jüngere Satzung (Satzung		
	ohne fester) — 字作		
	n-2 继承权的不动产		
第四編	親族法		







Treugelöbnis = fides facta

(2) Stadtrecht's Salmann

中世  
都市

不動産所有権取得  
能力を代り

信託を以て

Salmanns  
義務 (Landr.  
の土地に對し)

①

②

③

以上の二つの場合は讓受けた不動産の所有権と Gewere  
とは同一である。しかしながら彼は Salmann の置居地と隣人行住者  
(Treugeber) に対して Treugelöbnis (fides facta) 信託を以  
て置居地と隣人行住者との間に所有権を移すに代り、所有権  
は Gewere の信託、其の債権の制限を受けることである。中世の  
の法は Salmann に対して不動産の讓渡を以て in fidem  
ei committitur sc. 或は又 in fidem manum tradere  
なりと言ふ Salmann のて manu fidelis たりとす。即ち今日の  
Treuhänder 乃至 Treuhänder の語の起るに由る。

2) Stadtrecht's Salmann

中世の都市法に於て Salmann たるは特權の不動産  
の所有権と取得の能力とを以て取得し又保有の目的  
を以て所有権の如く、かつ中世の都市法の都市に於て不動産  
の所有権は市民にのみあり、故に取得し得ん。故に市民にのみ  
外國人が都市の市民と Salmann たるは移居の不動産を  
取得し得るに當り、この場合に於て Salmann の設定に對して  
Salmann は Treugeber に対して信託を以て自己の義務を信託し  
て Landr. の土地に對する義務を以て Landrecht  
の Salmann の土地に對する PPS 都市法との Salmann は一  
般に不動産の所有権を以て取得し得るに對し、Gewere と  
Nutzung と信託者たる Treugeber に対しては Treugeber たる  
不動産の所有権を以て移居の義務を以て Treugeber たる  
Treugeber の命令が有るに對し、不動産を他人に讓渡し得る

40

Reyke, Das Salmannrecht 1700

14. Jh. 以来

Gesamthand

7. Kap. Sachhaftung

§1. 動産質

最大の質

動産質に限定

wadium  
quadium  
gaje

\* 指の指交。(奉)

指の指交

\*\* müssen zu lösen sein. Schuld ist zu lösen

ohne Faust kein Pfand.

指入

定済は指入を以て  
解に因す

を以てある。この都市法上の Salmannrecht 又都市法の七に於ては  
取得は不動産の唯一の所有者である。しかし却て信託者に対する  
信託は自己又は他人の権利を有せしむるに於ては、其の所有  
者以外にあり。§14. Jh. の初め以来 Salmannrecht 不動産所有権  
と取得は同時に法律上とて Treugabe 律に於ては同一の所有権を  
取得は如く有做と認めらるる Treuhänder の法律関係は一若くは  
Treugabe 律 Treuhänder の関係は一種の Gesamthand  
と認めらるるに因す。

第七章 Sachhaftung 物の代当責任

第一節 動産質 Fahnenspfand

この法に於ては最大の質は動産に限る。而してこの動産質は  
私的或は官憲的の質押に於ては或は現物に於ては或は  
或は最大の用途に於ては質押とて Pfand (Pfand) と稱し  
或は其の Wadia (Watte) と稱し或は押入の Pfand と稱  
稱し或は前者に通用とせらる。其最大の動産質は占有  
質 (Besitzpfand, Faustpfand) である。此の質は占有 (Pfand-  
gewere) 権者が取らるることを成す要件とに於ては、  
ohne Faust kein Pfand の法語がある。この動産質は債務  
に於て代当物である。後又人の債務を支拂ふに受取権利を有する  
と債務者有るに於ては、若し後入人の債務を定済の時其  
有る権利を受取らるる時に後入人に返還はせらる。

46

OpCARD 10



価格の減少、損失

債権者の責任

Sachmängelhaftung  
以物瑕疵担保

Infallus 賠償  
或は賠償の  
責任

reine Sachhaftung  
なり。

Verhaftung der Substanz 自己財物の  
責任は Wert haftung なるに  
非ず。

13. §. 以て変更し

この賠償の責任

債権の附随的担保  
の一様なる

從つて物に瑕疵ある物の価格と減少せしむるに於て処分  
し使用し他人に貸付おこす許すは可なり。又自己の責任で專  
用おこなふ外諸般を偶々たる事として目的物が滅失し或は  
此の損害と賠償せしむるは可なり。此の點に於て Sachm-  
ängelhaftung なるに於て嚴格の債権者の責任に除外して認めらる  
所謂 blühendes Refund (最高元) なるは Zufall の場合の債権  
者の賠償責任と免除は、此の點に於ては以て其の目的  
地の場合に於て張し違ふ Zufall なるに目的物が削減し或は  
損害を債権者と受入人の自己の責任に主として債権者は終  
極的に負入は貨物の価額と、即ち Zufall なるに貨物が  
滅失し或は債権者と受入人に消滅するに於ては、前者は reine  
Sachhaftung なる。即ち貨物の及債務に代者の責任と受入  
人の責任不履行の時に債権者は貨物の所有者取得者として物に  
於て債額が債権者に不足するに於ては、不足の不足は債務者の他  
の財産に於て得る。又貨物の価額が債権者に超過  
する時に、超過部分と債務者に超過は要し、(此の點に  
於ては、又貨物は自身に於ては債務に代り得るに可なり。  
即ち 13. §. の場合に於ては、或る特別として貨物価格の不足  
分の時に債務者は他の財産に於て之を支拂ふ貨物の債額  
に過剰分の時に此の債務者は還却はし得るに可なり。此の點  
に於ては、或る地方に於ては規定は可なり。此の點に於ては  
度々の reine Sachhaftung の固有の外債権者に債権者に  
隨つて附随的担保の一様なる性質を示すに可なり。最右の點に

45



Verfallpfand

Verkaufspfand  
(mit 13. g.)

動産の質と担保 (neue  
Satzung an Fahrnis)

中世末  
新法  
商人の注意  
並條

不動産質

- ① Eigentumspfand
- ② ältere Satzung (S. mit g.)
- ③ jüngere Satzung (S. ohne g.)
- ④ 質質
- ⑤ 14-15世紀建築の不動産質

② 不動産質

③ Eigentumspfand

13世紀の商手は  
不動産質は認めず  
次の方法を取った:

(1) 解除条件の付置

後には質屋 (Verfallpfand) 即ち債務不履行の時質物の所有権は債権者に帰属する。如し 13. g. 以前の法では債権者は債務不履行の場合債権者は質物を売却してその代価から弁済を受ける習慣が表達された。即ち Verkaufspfand (売却質) である。而して質物の売却は物主が定めた裁判所で行ふか一般に売却が不可能な時はこれを超過して之を所有せられた。最後に動産の質と有質 (Neue Satzung an Fahrnis) は中世末頃の都市 (Hamburg, Lübeck) に於いて是は所を得る不便な質物、農作物、船舶等と質入の場合に行はれた。而して之を設けたのは商人の注意及び都市の商業目的物を登録し得る要件とした。是れ各個の物に於て質者の質を認めれば三者の年程得る場合、Hand muss Hand wahren の原則に従って債権者は物の所有権を行使せしむるべき。

### 第二章 不動産質 Grundpfand

第一 Eigentumspfand 所有権質

13世紀の商手は純粹の不動産質の存在は認めず、質屋に債権担保の目的に於て不動産の條件に譲渡を対抗力のみ存在した。而してこの條件に譲渡に轉じた。

1) 解除条件の付置

債権者が質屋に質物を質入する時、質屋は債権者に質屋所有の不動産の質と同等の質屋を設けた。此の譲渡は後世に於て不動産の質屋を以てして Verkauf auf Wieder-

OpCARD 10





contra carta

\* 対峙した土地

\*\* Eigentum は譲渡の故

(2) 停止条件附譲渡

weil das Eigentums-  
pfand である。

亦、Ältere Satzung (Satzung  
mit Gewere)

13世紀の末

Gewere Nutzung  
権利

= 質則

Dfussatzung

収益と利息  
をえ。

mont-gage

手当付の質  
不可也

kauf (買戻附譲渡) 質則 といふ制度は中世に於ては  
不動産の買入と混同せられた。

(2) 停止条件附譲渡

此は甚だ特殊な行はる方法であつて債務者が本文に於て其の債務  
を返済するまではその不動産の所有を以て特定の不動産の譲渡と  
せらるゝものとす。

以て是れ類の条件附譲渡は其の法同一の目的を以て債務者に  
保担保の性質を有する不動産の所有権を債権者に譲渡する  
のである。此の質則は Eigentums pfand 又は Propri-  
etäts pfand と稱する。

亦、Ältere Satzung \* (Satzung mit Gewere)

此の質則は、質則の法同一の目的を以て中世に於ては Land  
に於て行はれた。其の法同一の質則は ältere Satzung (土地) 又は Land-  
rechtliche Satzung と稱する (亦、in engagement と稱する)。  
此れは目的物の Gewere Nutzung にて質則人特許する  
ことの成立要件とす。即ち、in Gewere 制又は Nutzung-  
pfand と稱する。而して ältere Satzung = 質則に  
して、その一は Fussatzung (利質) と稱する。質則人の質物の  
収益と全部又は一部を債権者の元本の利息に取得する。1  
17の甲世に於ては Satzung 制 Pfandschaft といふ中  
世に mont-gage (直訳は質則) と稱す。初め質則人は質物の  
収益と全部を以て其の質則人は之を以て不動産として質物とす  
(カン法)

収益権の移譲が出来る。

Zinsと共に取付金の収益（利息  
及び）は債務者の手に入るが、

mortgage = Zinnsatzung  
hypogage = Todsatzung  
見当りのない。不  
動産の収益を  
→ 貸し手である。  
収益（利息）が手に入る。

大抵の事柄が、

Hypothekarの権利は一時的にのみ行使出来る。

Zinnsatzung

貸付の利息を  
取らざる

② Todsatzung

nifgag

Nutzungspfandと称す。

reine Sachhaftungとす

註. jüngere Satzung (Satzung ohne Gewere) \*

中世、宅屋の  
家屋の担保

担保の一時移入の交付は或る債権者に移入し、Zins  
(地代)を支拂はねばならない。移入は債権者と債務者とは別の新  
移入者に移入して債権者は貸付の金に何年かの月の物の収益  
を占有する。故にこれを Zinnsatzung と稱してゐる。  
昔は物に以て貸付の担保を定めた。その場合に債権者は即  
時貸付の担保を永久に貸付を要する。故に債権者は債  
権の権利を取得するに付、単に貸付する。債権者に以  
て永久に収益の権利を有せしめた。しかし特許の権利を以  
て特許の期間に貸付の担保を債権者に移し、又特許の  
権利を以て貸付の担保を以て債権者に移す。これは特許の  
権利である。Todsatzung (= Todtsatzung) と稱してゐる。これは  
債権者の収益は債務者の手に入る。この債権者は債権者の  
手に入る。故にこれを Todsatzung と稱してゐる。これは  
債権者の収益は債務者の手に入る。これは債権者の手に入る。  
これは債権者の手に入る。これは債権者の手に入る。これは債権者の  
手に入る。これは債権者の手に入る。これは債権者の手に入る。これは  
債権者の手に入る。これは債権者の手に入る。これは債権者の手に入る。

これは jüngere Satzung (新法) (Satzung ohne Gewere) \*  
乃ち中世の obligation と稱してゐる。中世の法は不動産  
の貸付の担保に都て保証家の手と担保の方法にて利用

市民は債権の担保としてお金の納付が担保となる。

### stadtrechtliche Satzung

の成立 — Frohnung

証明: 債権の存在と債務

特許の不在

Friedebann

登記

jüngere Satzung = Frohnungspfand.

Exekutions- od.  
Frohnungspfand

初期の reine Sachhaftung

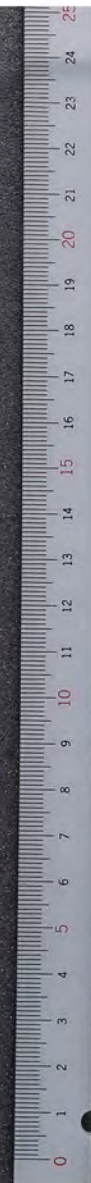
井田 家彦

これは、故に債権の担保としてお金の納付が担保となる。この担保は所定の不動産を担保として、Frohnungの手段を応用して債務者が債権者に支払うべき特定の不動産を強制執行の目的物として指定したのである。即ちこの指定は債権者が債権に当該債権の存在を認識し得る目的物として特定の不動産を指定することである。即ち Publizität (公示), Spezialität (特定性) の要求がある。この指定は所定の不動産を担保として Frohnung と同様の Friedebann (平和決定, Bannlegung) にこれ等の債務を登記せしめるのである。即ちこの不動産は他の債務が支払われる場合に限りは専ら強制執行の目的物とすることを認められるのである。この場合の債権者は平均強制執行の目的物と定められており、又その半額が不動産の Frohnung と適用はされ得る。即ちこの債権者は又 Exekutionspfand と呼ばれる。又 Frohnungspfand と呼ばれる。この債権者は強制執行に専ら支払を受けるのである。強制執行の権利を平均に代り強制執行は債権者に与えられ、又その半額に代り強制執行は平均に代り受ける。この担保は又古法と同じである reine Sachhaftung である。これは中世の末には多くの法律ではこの担保が平均に不足する時は債務者の他の財産の不足額は債権者に代り受けることを許さず reine Sachhaftung の担保は減少することになるのである。

井田 家彦

中世の末に家屋の所有権者は Hausbrief (家書) 又は Eigen-

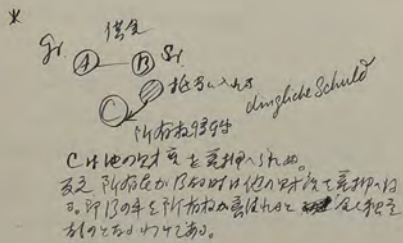
OpCARD 10





Das Prinzip der Selbständigkeit  
des Grundpfandrechts

persönliche Schuld



Reallasten として用  
いられる。其の担保は  
土地の分譲に於いて

(A) 土地の dingliche Schuld  
土地の担保としての責任。

(1)

(2)

(3)

(4)

(B) Causa debendi の分類

先に述べたものの改良的対立は如何に担保権を基利使務  
原因 (causa debendi) の分類に担保物の種類と担保  
物の担保権の種類とを管する。担保物の種類と担保  
物の種類とを管する。担保物の種類と担保物の種類  
とを管する。担保物の種類と担保物の種類とを管する。

(A) 担保権を以て担保の dingliche Schuld (物的使務) を担  
保にする担保の代金責任と同等。近世の担保権は Reallasten  
の思想を以て其の結果である。従って  
1) 最も普通な担保権は 債権と連帯して債権に附随し  
て所有の abstraktiv 担保物権ではなくして債権を担  
保物とする管する担保物種類とに於けるものである。

2) 従って又担保物の各取組は独立して 担保権に附随代  
金責任者との交換は担保使務者との交換である。

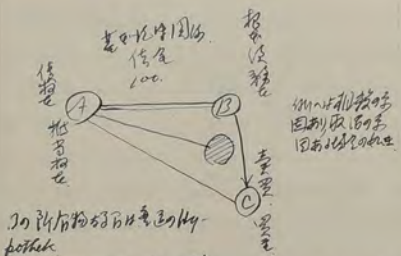
3) 若し債権の支拂いから担保権者は担保物の何人か  
が担保を担保する (又は其の代) である。

4) 但し担保権者の代金責任は担保物以外の所有者が  
担保使務者との担保の外所有者の他の財産に及ぶ。即ち  
reine Sachhaftung である。

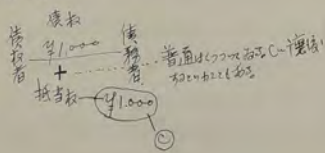
(B) 担保権を causa debendi の分類に担保物と担保  
物の種類とを管する。担保物の種類と担保物の種類  
とを管する。担保物の種類と担保物の種類とを管する。

この分類は土地の担保として用いられる Reallasten  
の担保は causa debendi の担保である。担保物の種類  
と担保物の種類とを管する。担保物の種類と担保物の種類  
とを管する。担保物の種類と担保物の種類とを管する。

29



この所有物の担保はHypothek  
Grundschuldの場合  
AはBの借入金の担保である。抽象的Hypothek  
と特約がある。



(c)

Eigentimerhypothek

Maximalhypothek

特殊の場合に普通のHypothekは拍当権を基本  
的に法律上の債権者として拍当物の所有者が根本債  
権者又はその債務引受人である。債務者は基本的法律  
行為から発生し得るもので拍当権者に対抗し得る。拍  
当権者所有の取得は善意の第三者はCausa  
debendiの外に獨立に物権を取得するもの。

(c) 拍当権と債権の競合  
拍当権が成立した場合は債権は拍当権に及ぶ額は確定す  
る必要があり結果としてEigentimerhypothek, Maximalhypothek  
等と認められ。前者は所有者自身が所有物に拍当権を設け  
ることを目的とし所有者自身が後順位の拍当権者に優先する  
拍当権を留保する。後者、拍当地の所有者が後順位の結果拍当  
権を取得した場合に於ける所有物に拍当地のEigentimerhypothekを留  
保することを後順位の拍当権者に優先する拍当権を有するもの。  
後者Maximalhypothekは拍当地が<sup>拍当</sup>債権の最高額を  
表示する拍当権である。

ED

第四編 親族

第一章 Sippe zu Haus. (氏、家)

一 Sippe

ゲルマニ民族は同一の姓相承する男系の親族の団体も Sippe, sib 等に称した。此の Sippe は一時的平和条約 (Friedensverband) であり、即ち各氏は同団体内の平和を維持する責任を負つたのである。此の Sip といふ語が、平和の平和の義を以て用ゐられたことは、語彙から得る。(sag. Sib = Frieden, sibbait = Frieden bringen, got. sibjis = friedlich)。又 Sippe は何時に保護団体 (Schutzverband) であり、即ち各氏相互に助けを以てしあふたのである。此故に後世友人の義を意味する freund (ahd.) friend (ags), fraendi (an) は fri (= liebend) から出たのである。此の如く相互の關係に基いて生じた各氏相互の權利義務の變遷は以下の如し：

- 1) 自の氏が他の氏に於て生命、身体、名譽等に對して攻撃を受けた場合は、同様に被害者側の氏に於て復讐の義務を負ふ。互に被害者の氏に對して相互に他の氏の復讐に對して互に互に對する義務を負はるのである。
- 2) 前の場合に於て其の被害者が Sühngeld (身贖金) を請求した時は、被害者の氏に物部を賠償して以て之を互に對する義務を免する。被害者の氏に賠償した賠償金に互に對する權利が持たれたのである。
- 3) 各氏は同族の中間に親戚關係、未婚年を子の間に共同後見者としてたつた

1. Kap. Sippe u. Haus.

一 Sippe

意義: 男系の親族の団体  
平和団体

保護団体

氏人の權利義務 ④

(1) 復讐の義務

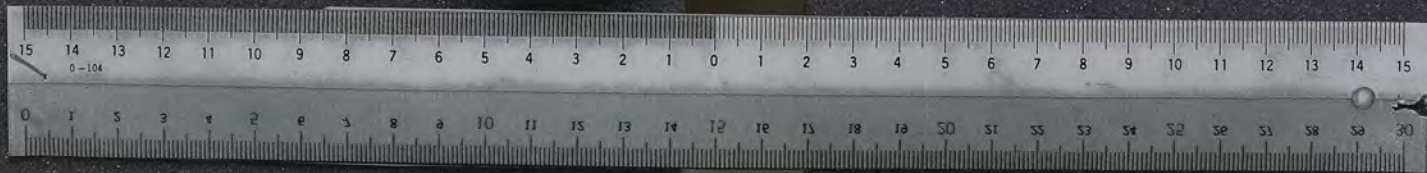
(2) 賠償の負担と分配

(3) 共同後見の権利

Blod fund (Blutrache) (白族(同姓))  
復讐

got. 123 v, ags 123 v u 922 v

OpCARD 10



(4) 訴訟輔佐人

経済的団体

その他

族長の団体として組合的  
団体

名 Haus の親の  
族長の正意を以てす

Sippe の商標

\* 親等の計算法

Magechaft

人倫の比喩

権利を有は

4) 氏人が訴訟に於ける地位は同じ氏に属する氏人は訴訟輔佐人として  
延べられ、特種必要の訴訟に於ては輔佐人の職務を有す。(例として  
宣誓)

Sippe は又此一の経済的 共同体としての格がある。即ち Caesar  
の時代は土地の分配の單位は Sippe であつたといふのである。従つて  
古くは氏族が望むに村は舊邑同の Sippe であり得る。又 Sippe  
はたかだか宗族の一部族をしかた作つた。議會の時代は氏人は解を同じ  
ふは。

Lombarden の族は fara といふのがあり。親族のことである。これは Fahrt-  
genossen のこと。出征仲間のことである。

これよりして民の Sippe は古語に於ける古くは氏族に思はれておれり  
族長の団体 (patriarchischer Verband) として組合的団体  
(genossenschaftlicher Verband) である。即ち Sippe は族長が  
有せる Sippe 10 の族長の Sippe 10 族 Haus の族長の族長の正意を  
以て決定す。

以上を以て Sippe の開始はつらき時代の管程 前漢の頃  
向を以て中世 中世は氏族の衰微を以てするものである。

\* 親等の計算法

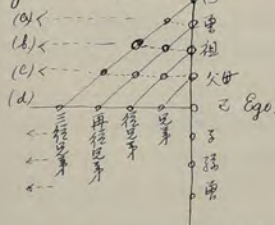
キムネは男女両方の親族を Magechaft と呼んでゐたといふ。一つの  
Magechaft と人倫の比較は各親族と人倫の先局を以て比喩を以て  
か行はれてゐる。即ち父子を一世代の間隔 Generatio と人倫の  
間隔節 geniculum (genus = Knie) の比較に最近の共同の組

36



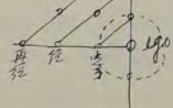
火槍に於ては用ゐる。父を孫と見做す。

Zählung nach Doppel Knien



12-24 is gradum 的 祖上 2-7 2 此 個人 的 祖上  
之 祖上 4-12 之 祖上 1 祖 族 同 族 之 祖上 2 祖 族  
之 祖上 2 祖 族 同 族 之 祖上 2 祖 族

zurückbleibende Zählung



條系親族の等級と計算の方法

兄弟は身-Knie

伯叔父と甥は身-Knieは2-Knie

○ Zählung nach Doppel Knien

Knienの最長の制限

胸部-Basus

"Knienの親族"

兄弟姉妹は身-Knie

○ zurückbleibende Zählung

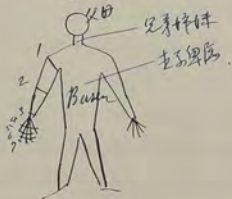
に對してKnienの數(即ち世數)を計算に、~~二の全~~條系親族の等級を示す。其し百人が最近の先祖に對して同一のKnienある時は其のKnienの數を有する相互の親等と見なし反之同の共同先祖に對して互に異の世數ある時は各々のKnienの數を其中の親等と見なし何れは兄弟姉妹は父母と最近の先祖と見なし之に對して一世の故に身-Knieの親族と見なし兄弟姉妹は祖父母と見なし最近の先祖と見なし身-Knieの百柄は同一柄に再兄弟姉妹は身-Knieの百柄と見なし。反之、伯叔父と甥は祖父父母と見なし共同の先祖と見なし何れは身-Knieの百柄と見なし。此の今日の學は是れZählung nach Doppelknienと稱す。

以上の計算は12世紀のSalicの條及8. gl.の條の專断の建築の所を以てcomputatio canonicaと稱せしが。此の條は11世紀に行はれた。1215年の最長の制限は父の父母、兄弟、兄弟、姉妹等家同の最近の親族以外の建絶等一個の身同の分を前在人の胸部に比較してfathum (Basus)と稱す。此のKnienの計算の外ある了は故に彼等の此のanglo-saxonの此binnen creative (Knienの内の親族)と云ふ。此のKnienの計算は遠親即ち狭親のMagensynと適用せしが。即ち此の今日に兄弟姉妹の計算は再兄弟身-Knieの百柄と見なし。再兄弟姉妹は身-Knieの百柄と見なし。此の計算は今日の學はeine zurückbleibende Zählungと稱す。此の條の計算はあり。

OpCARD 10



Sehen Sippszahl <sup>七の</sup> 親族



17世紀 Sachsen  
鏡文.  
Sachsenspiegel  
の支配(左側)

17世紀 — 全祖

1715時代 — Skizze  
15至17Knie

17世紀 — Substanz  
Sippszahl.

三. 親族の分類

(I) Schwertmagen u.  
Spindelwagen

(II) Vatermagen u.  
Muttermagen

ger 世数表

1715時代  
これがある  
俣和の  
文庫の  
34以外の  
序、時、年級、  
系属の  
1715時代の  
1715時代の  
Freundes bla  
fen ist 2154  
2154の  
世の1715時代の  
1715時代の  
1715時代の  
の計算の

三. 親族の分類

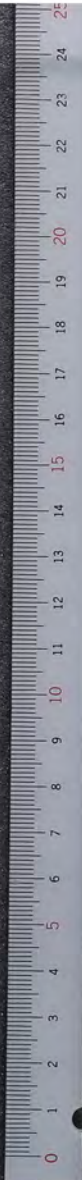
1715 親族の分類

(I) Schwertmagen, u.  
Spindelwagen u. Knie

親族の分類

(II) Vatermagen u. Muttermagen  
父系 母系

OpCARD 10





730年代 Sachsen  
氏族  
Sachsenspiegel  
の氏族(古図)

720年代 氏族

730年代 - Skand  
15 至 7 Knie

740年代 - Saxon  
Sipfzahl

三. 氏族分類

氏族分類

(I) Schwertmagin u.  
Spindelmagin

(II) Vatermagin u.  
Muttermagin

Angli

730年代は Ribuarid 族、又 740年代の計算法は採用され  
て比較ある。中世の氏族は此の計算法は ~~Saxon~~ カルセエ地方に  
保存されて居る。 Sachsenspiegel の氏族は此の氏族に起  
る。即ち父母と人物の氏族、兄弟姉妹と氏族(家系)と、  
それ以外の宗親と氏族は Magin である。兄弟姉妹は母の  
肩、肘、手、指の三関節及び指の爪の七つの関節に配列し又直  
系宗親は氏族に Bauhin である。

720年代は氏族の算入が氏族の範囲に制限がなされた。即  
ち血縁の度合いの証明に制限がなされた。夫故に  
Freundesblut <sup>兄弟血</sup> wällt und wenn es auch nur ein Trop  
fen ist である。所以に730年代の氏族は氏族の制限は5  
Knie である。740年代は6 Knie 又は 7 Knie である。中  
世の720年代は 7 Sipfzahl 及び氏族の制限である。740年代  
は氏族の制限は氏族の制限の制限を受けたのである。それ以後  
は720年代の固有の計算法は中世の手帳から24の gradus  
の計算法に代わって氏族の制限は氏族の制限である。

三. 氏族分類

720年代 氏族の分類は氏族の標準の分類に比べては次の如くである。

I) Schwertmagin, u. Spindelmagin,

Schwertmagin は 7 氏族の男性親の氏族である。

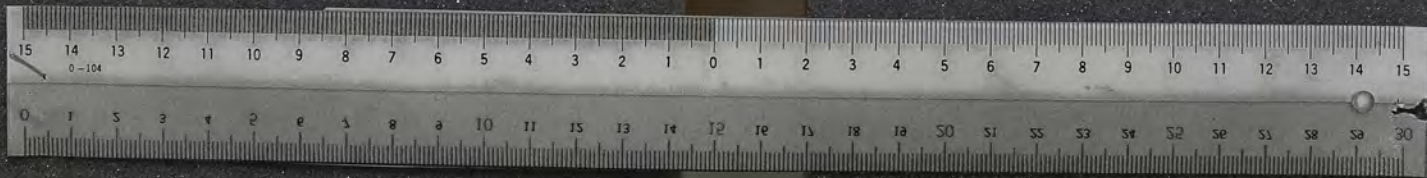
Spindelmagin は 7 氏族の女性親の氏族である。男性の氏族と女性の氏族は  
別々の氏族である。

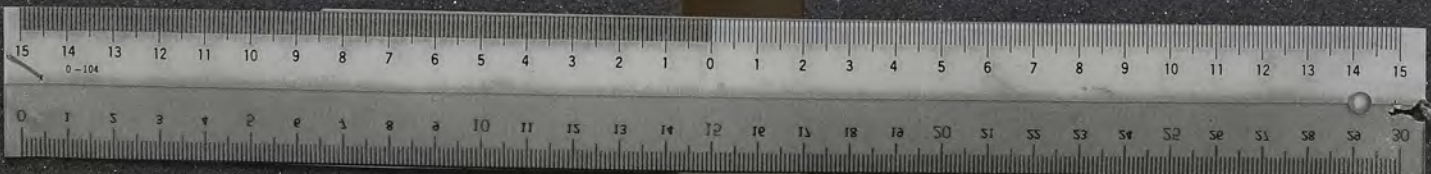
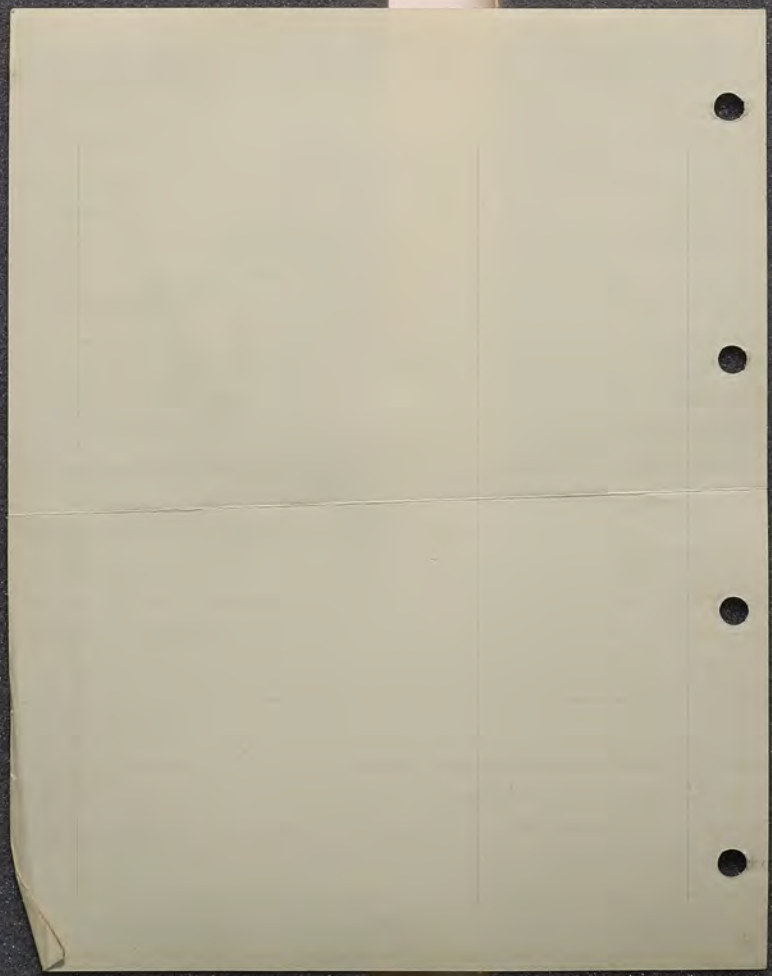
II) Vatermagin u. Muttermagin  
父系 母系

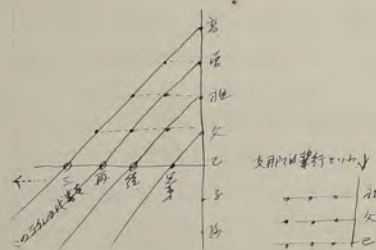
32



凡此種之檢材應由警員或檢驗人員之親筆簽名及日期  
標記。







(III) Vaterschaftssystem

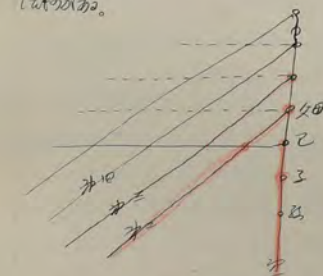
(5) Vaterschaftssystem (Vaterschaft)

Vaterschaft 姓を継ぐ。父の姓を継ぐ。自己と同姓の血統の父の親族との世系。最近の共同祖先の直血統。Daerlinie (家系) の上に置列に父 = Vetter, 母 = Mutter と呼ぶ。この系統は兄弟 = Vetter, 兄弟 = Brüder, 再婚兄弟 = Vetter (Brüder) と呼ぶ。姉妹 = Schwester, この系統は同姓の傍系血統の隔別親系の代表者として記述する。傍系血統の隔別利用はこれである。Wergeld の分る。この Vaterschaftssystem は子 = Vetter と兄弟 = Brüder と呼ぶ。この系統は直系血統の分類は直系親の分類である。

(IV) Parentelenordnung

(IV) Parentelenordnung 親の順序

中世の或は近世の共同祖先の最近の共同祖先 = Parentel (系) の分類は次の如く。



身 = Parentel の父の直系血統  
 父 = Parentel の母の父  
 母 = 父の兄弟姉妹の直系血統  
 兄弟姉妹の父の直系血統  
 兄弟姉妹の母の直系血統  
 兄弟姉妹の父の直系血統  
 兄弟姉妹の母の直系血統  
 兄弟姉妹の父の直系血統  
 兄弟姉妹の母の直系血統

Parentelenordnung is Linealgradualordnung である。これは 13 世紀の  
 の名義であり、又この順序が 13 世紀の共同祖先の根拠である。

Lineal Parentelenordnung Gradus 1 のことは  
 ある。これは 13 世紀の共同祖先である。

Linealgradual-  
 ordnung









花婿の冠式 (Auböhe の 1800 年代の儀式)

1775 時代の婚約式

(I) 婚約

(II) 結婚

引取りと受取

wittum

Beilageの儀式

walt n Wittum, mita, Muntshet, mundium de. と支拂ひの付く  
女子の従見者としての女子を以て其の未婚男子に引渡す (tra-  
diti puellae) の後即時に結婚するに自ら承諾する (Brautlauf) の  
後 Belager (同床) の儀式を行ふ。1750 時代の婚約は先受婚の  
儀式はこれより前では無い行われて居る。

I) 婚約 (嫁) Sponsalia, Verlobung

婚約の儀式は民族の異なり。或る民族は嫁の受取者の性急である  
未婚男子に嫁の Munderwalt n Wittum の金額を支拂ひし一部と引  
取の支拂ひを以て立上りたるは多の民族は従見者又は受給した  
Wittum を更に嫁の嫁賃に贈るに其の習俗にして其の一部は族の  
Wittum へ更に未婚男子が直接に嫁の贈るに与る習俗は是れは。  
此の民族は Sponsalia の金額も此の儀式の後行婚約の  
意に未婚男子と従見者を出し一部は引取りと受取の他方嫁  
の引取りと受取の儀式を以て成す。成す。成す。

II) 結婚 Nuptiae, Trauung (ap Gifta)

此の Sponsalia の実行は引取りと受取の金額と嫁を新郎  
引渡す (tradere, trauen), 新郎引取りと受取と以て其の儀式は此の如  
き Sponsalia への引取り Wittum の一部の支拂ひの儀式は引  
取りと嫁の引取りと受取の支拂ひの儀式は此の如き民族の  
此の習俗は引取りと受取の支拂ひの儀式は此の如き引取りと  
受取の儀式は引取りと受取の儀式は此の如き引取りと受取  
の儀式は引取りと受取の儀式は此の如き引取りと受取の  
儀式は引取りと受取の儀式は此の如き引取りと受取の  
儀式は引取りと受取の儀式は此の如き引取りと受取の

EP





17. Jh. m. 18. Jh. 17. Jh. m. 18. Jh. 17. Jh. m. 18. Jh. 17. Jh. m. 18. Jh.

Personenstand 親屬法(戸籍法)

1) 親屬法の歴史

18. Jh. — kirchliche Trauung

1875のPersonenstands-gesetz — Zivilhe

★ 実効的要件

許嫁の年齢

禁婚親の範囲

★ 効果 (I) 夫婦の身分関係

共同生活の義務... 17. Jh. 以来... 18. Jh. 以来... 1875のPersonenstands-gesetz... 禁婚親の範囲... 1215のLateranの會議の4 Gradus... 第三效果

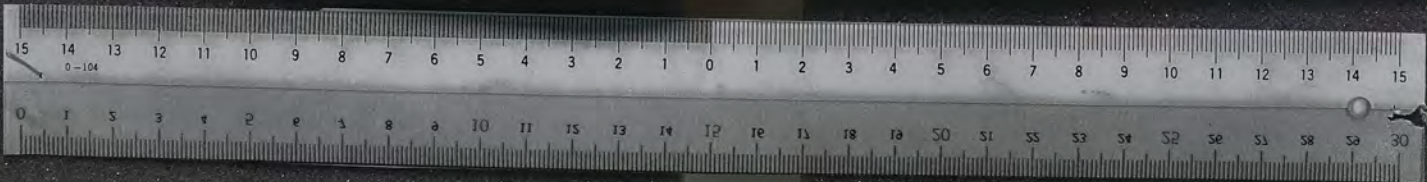
★ 実効的要件

許嫁の年齢... 1875のPersonenstands-gesetz... 禁婚親の範囲... 1215のLateranの會議の4 Gradus... 第三效果

(I) 夫婦の身分関係

夫婦の身分関係... 禁婚親の範囲... 1215のLateranの會議の4 Gradus... 第三效果

28



Der Mann ist auch seines [wife], zu hart als  
 eine = ihm  
 geträumt traumen ẽdõ, 31, 24, ẽdõ, ẽdõ. wert = wird  
 quinzinne = Quosser 186, 174  
 sin = 夫の  
 bette = Bett. tut = した  
 na = nach. 1550 年 11 月 17 日  
 Foto 11/15. ledig = ledig 独身の, 1753

とあるが

(II) 夫の財産関係

(甲) 17 世紀代

(A) 妻の財産

(1) Dos

17世紀の貴族婚約の儀の空室の記載は有るが故に夫は私法にて  
 Normand, Capt (Charoigt), Meister 等の地位に取れた。従て夫は私  
 法上の活字に代表されるものと見ゆ。又夫は妻に繼承し執通執行權の地位の  
 授けられたりしと云ふ地位の地位に於ては、Sachsenpiegel の條又は Ein  
 man ist auch vermunde seines wifes, zu hart als sie eine  
 geträumt wert. Das weib ist auch des mannes quinzinne, zu  
 hart als sie sin bette tut, na des mannes tote ist sie ledig  
 von des mannes rechte. とあるが如し。

17世紀の法律の條に依りては、Sachsenpiegel の條及び Ein  
 man ist auch vermunde seines wifes, zu hart als sie sin bette tut, na des  
 mannes rechte. とあるが如し。

(II) 夫の財産関係

(甲) 17 世紀代

(A) 妻の財産

17 世紀代の妻の財産は、夫の特別財産に次ぐもの。

1) Dos (meta, Willum) 婚姻前夫の妻の財産は、夫の特別財産に次ぐもの。當女には、初度 の別婚の  
 夫の妻の交付は、初度 の別婚の夫の特別財産に次ぐもの。當女には、初度 の別婚の  
 夫の妻の交付は、初度 の別婚の夫の特別財産に次ぐもの。當女には、初度 の別婚の

夫の妻の交付は、初度 の別婚の夫の特別財産に次ぐもの。當女には、初度 の別婚の  
 夫の妻の交付は、初度 の別婚の夫の特別財産に次ぐもの。當女には、初度 の別婚の  
 夫の妻の交付は、初度 の別婚の夫の特別財産に次ぐもの。當女には、初度 の別婚の

25

(2) Moringgabe

(3) Aussteuer

(4)

(5) Errungenschaft

(B) 夫婦財産の運用

共同管理制を!

Muntの作用

妻の財産

2) Moringgabe

此の民法は、妻の財産に不効力あり、不効力の Moringgabens  
多の民法に不効力の Aussteuer 及び Moringgabe. 中世は *Præsumptio virginitalis*  
(処女性の推定) に依りて、或る種の解放は、夫の支配下に置かれ、  
又或る種の解放は *Præsumptio virginitalis* の如きなり。

3) Aussteuer 嫁資

嫁の嫁取は、嫁の母の所蔵なり、嫁の母は、嫁の母の財産の  
有る。此の嫁資は、嫁の母の財産 (嫁取) にあるは、他の動、不効力な  
る目的の如きなり。

但、妻の自由同僚は、嫁取の如く、取戻は、夫の、此の財産の  
目的の如きなり、同一の如きなり。

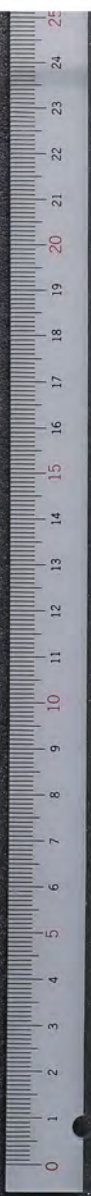
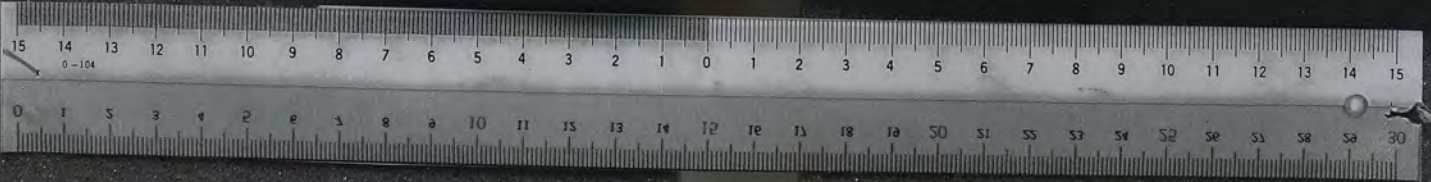
5) Errungenschaft

婚姻中の、夫の所得は、夫の所得は、夫の所得は、夫の所得は、  
此の所得は、夫の所得は、夫の所得は、夫の所得は、夫の所得は、  
此の所得は、夫の所得は、夫の所得は、夫の所得は、夫の所得は、

(B) 夫婦財産の運用

7191の夫婦財産関係は、共同管理制を、共同管理制 (Munt-  
ungsgemeinschaft), 即ち夫の所得は、夫の所得は、夫の所得は、  
夫の所得は、夫の所得は、夫の所得は、夫の所得は、夫の所得は、  
此の所得は、夫の所得は、夫の所得は、夫の所得は、夫の所得は、

22







(II) Das System der teilweisen Gütergemeinschaft

(1) Erziehungsgemeinschaft

(2) Fabrikgemeinschaft

(III) Das System der allgemeinen Gütergemeinschaft

Gesamthand;

大規模

多人数

一箇所

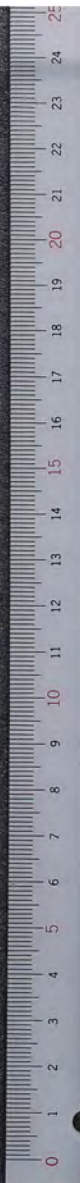
同じく此の物と物とを以て、夫の物と夫の物との動産と不動産とを併せて  
及分るは、又之、夫の同意、此の物と夫の物とのE. S. D.は、夫の物  
お、夫の物と。

II) Das System der teilweisen Gütergemeinschaft 一部共産制  
中世の各地に於て、夫の物と夫の物との動産と不動産とを併せて  
及分るは、又之、夫の同意、此の物と夫の物とのE. S. D.は、夫の物  
お、夫の物と。

1) Erziehungsgemeinschaft  
夫の物と夫の物との動産と不動産とを併せて、夫の物と夫の物との  
E. S. D.は、夫の物と夫の物との動産と不動産とを併せて、夫の物と夫の物との

2) Fabrikgemeinschaft  
Erziehungsgemeinschaftに於て、夫の物と夫の物との動産と不動産とを併せて、夫の物と夫の物との  
E. S. D.は、夫の物と夫の物との動産と不動産とを併せて、夫の物と夫の物との

III) Das Syst. der allgemeinen Gütergeme. 全部共産制  
一部共産制は、中世の末、南と西の二つの部、當時の各領を併合して、夫の物と夫の物との  
動産と不動産とを併せて、夫の物と夫の物とのE. S. D.は、夫の物と夫の物との



Einkeindschafts-  
vertrag.

(B) 天竺の宗教

天竺の宗教の歴史 (一)  
天竺の宗教の歴史

天竺の宗教の歴史 (二)  
天竺の宗教の歴史

(I) Leitzucht

(II) Moringabe

(III) Wittum

天竺の宗教の歴史 (三)  
天竺の宗教の歴史

(B) 天竺の宗教

天竺の宗教の歴史 (四)  
天竺の宗教の歴史

(I) Leitzucht

Sachsen 地方の歴史 (一)  
Sachsen 地方の歴史

(II) Moringabe

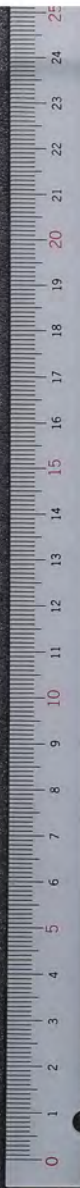
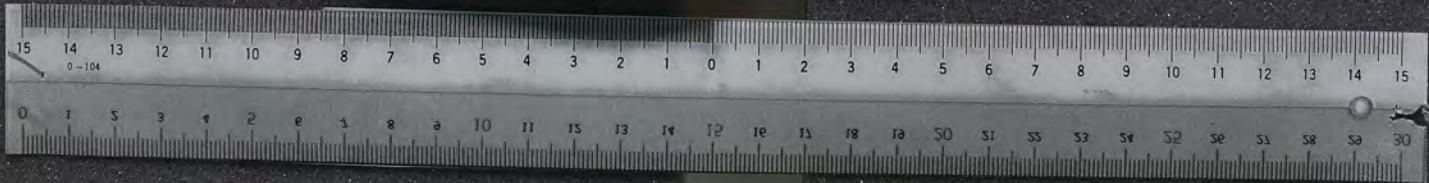
Moringabe 地方の歴史 (二)  
Moringabe 地方の歴史

(III) Wittum

Wittum 地方の歴史 (三)  
Wittum 地方の歴史

Franken  
Franken

OpCARD 10





3. Kap 父子  
 米-父権

Munt

絶対支配権 / 保護権

財産関係

Absonderung

721年代

1111年の12月17日。12.13.14.15.16.17.18.19.20.21.22.23.24.25.  
 第三章 父子

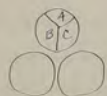
米-父権

父子に対して Munt を有する。721年代以前に Munt を有する権利は  
 概して Munt を有する者にあり、この Munt は Munt 行使後には保  
 護権の性質を有し、これが当然に Munt 行使の作用を起す。蓋し Munt 行使  
 後の Munt は、親族の支配権に代り、保護権に代りたる。即ち 721  
 年代の末迄は父的権の時代と見做され、Munt 行使は Munt 行使の  
 権利。中世に於ては、父子は Munt 行使の権利を有するものを利用し、  
 あるいは Munt 行使の権利は、此の権利は子の身に Munt 行使の作用として  
 保護権の作用を起す。

1211 年 12 月 17 日の日附に、1711 年 12 月 17 日の日附に、Munt 行使の権利は  
 Munt 行使の権利として、Munt 行使の権利は Munt 行使の権利を有  
 するものを利用し、Munt 行使の権利は Munt 行使の権利を有する  
 ものを利用し、Munt 行使の権利は Munt 行使の権利を有するもの  
 を利用し、Munt 行使の権利は Munt 行使の権利を有するものを利用  
 する。Munt 行使の権利は Munt 行使の権利を有するものを利用す  
 る。Munt 行使の権利は Munt 行使の権利を有するものを利用する。

以上の通り、父子は Munt 行使の権利を有するものを利用し、Munt 行使  
 の権利は Munt 行使の権利を有するものを利用し、Munt 行使の権利  
 は Munt 行使の権利を有するものを利用し、Munt 行使の権利は Munt  
 行使の権利を有するものを利用し、Munt 行使の権利は Munt 行使の  
 権利を有するものを利用し、Munt 行使の権利は Munt 行使の権利を  
 有するものを利用し、Munt 行使の権利は Munt 行使の権利を有する  
 のものを利用し、Munt 行使の権利は Munt 行使の権利を有するもの  
 を利用し、Munt 行使の権利は Munt 行使の権利を有するものを利用  
 する。Munt 行使の権利は Munt 行使の権利を有するものを利用す  
 る。Munt 行使の権利は Munt 行使の権利を有するものを利用する。

721 年代以前は、Munt 行使の権利は Munt 行使の権利を有するもの  
 を利用し、Munt 行使の権利は Munt 行使の権利を有するものを利用  
 する。Munt 行使の権利は Munt 行使の権利を有するものを利用す  
 る。Munt 行使の権利は Munt 行使の権利を有するものを利用する。



730年代

Turtill

中世

法定以来

子の不行為

非親生児の Legitimatio

730年代

非親生児の法定は、民法上の地位を正すものである

是れは期待権 Wartrecht と稱せられたるものなるが、同法前文に見れば  
 子女毎に連れる後継者の同正と相違せず、且、早稲に之を分割し、各分同  
 正と相違なく。

是れ730年代のナロ教が流布し、程の多の民族は、是れを討つたこと  
 非親生児の法定に反し、早稲に財産を分割し、各分同正の受領者 (Sua  
 portio) となりし程のもの Wartrecht の同正 (sua portio) 同法なり  
 と、是等の異議の所あるに、是れを附帯し、或は先づて、其一步は、其父  
 子の財産が割るべきに、其の相違は、早稲に等附帯し、其の分は、其の如き  
 Fructusrecht は、其れは Donatio pro anima (善法のための贈与) のものに、其の  
 利益の者、其れは、他の目的に、其れは、其の利益の者、其れは、其の利益の者、  
 其の利益の者、其れは、其の利益の者、其れは、其の利益の者、其れは、其の利益の者、  
 其の利益の者、其れは、其の利益の者、其れは、其の利益の者、其れは、其の利益の者、  
 其の利益の者、其れは、其の利益の者、其れは、其の利益の者、其れは、其の利益の者、

12世紀の父の財産利権は中世の時代には既に、Fructusrecht の前代は、  
 die Sachverhalte 行われ、其れは、Fructusrecht なるもの、其れは、Fructusrecht  
 なるもの、其れは、Fructusrecht なるもの、其れは、Fructusrecht なるもの、  
 其れは、Fructusrecht なるもの、其れは、Fructusrecht なるもの、其れは、Fructusrecht  
 なるもの、其れは、Fructusrecht なるもの、其れは、Fructusrecht なるもの、

父の Munt の作用、其れは、其れは、其れは、其れは、其れは、其れは、其れは、其れは、其れは、  
 其れは、其れは、其れは、其れは、其れは、其れは、其れは、其れは、其れは、其れは、其れは、  
 其れは、其れは、其れは、其れは、其れは、其れは、其れは、其れは、其れは、其れは、其れは、

非親生児の Legitimatio (12世紀)

730年代、其れは、其れは、其れは、其れは、其れは、其れは、其れは、其れは、其れは、其れは、其れは、

18

Normung  
Winkel-kind  
Blauheit  
Blauheit

Mantelgesetz  
Mantelkindgesetz

母の自由の時

母が半自由の時

寺院法 → 中世法

Legitimation  
制度

- ① 父母の婚姻
- ② l. per sub  
sequens ma-  
trimonium
- ③ 法令の制定

第三 養子

7317

72115  
父権を基礎とし  
養子の形式

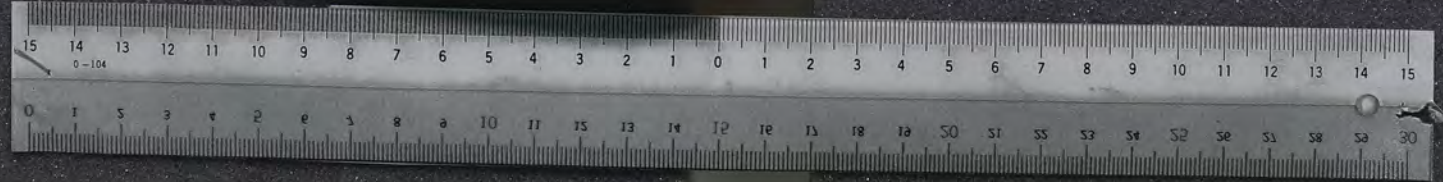
tert, Winkelkind) は父が認知し得る父の最初の庶子女に制限的相続権を  
与へて居る。而して父が認知し得る母の同族の庶子女に同じの  
母族者の Punkt の下に在るものである。其れが非自由の法律の時そのは常に  
若年身分に在る母に對する法律と親族関係と有る也。

此寺院法は私生児に有力卑劣なる影響を與へて中世の法律自由の如く非自  
由の如く母の婚姻正當の胎外に於て生れたる同一の親戚に於ては母の  
生母と Recillos in familiaribus である。然るに私生児に對する是等  
相続権の法律は母の對する相続権を認めたものである。 Neque genus neque  
gentium habent bastardi といふ語がそれ所以也。大抵世の末の法律は私  
生母の母戚に對する子の相続権を認めたものとすべし。

此種 Legitimation の制度は 13. Jh. 以後 Rome R. 及び寺院法の影響を  
受けて是れ、最も古い制度は父母の婚姻に於て Legitimation である父母  
の形式に於ては非自由の生母と母の同族の Mantel 外に於ては寺院法  
の入りしもの依りて前記の養子の形式は廢止された。其の如きは Rome R.  
寺院法に於ける如き形式は皆世の Legitimation per subsequens ma-  
trimonium、又 13. Jh. 以後 Rome R. 及び Landerherr の法  
令に於ける如き養子の形式と其の制度と廢止された。(L. per rescrip-  
tum principis)。

此 養子  
72115 氏族は養子の割合を知り得た。720115 には養子等には 5 割の  
相続権を與へ、餘りの男に收買金に自分の子と爲す。此は 720115 の養  
子の 1/2 は母の同族の 1/2 相続権を若年時に其の父の 1/2 相続権に於ては  
此養子の形式は廢止された。此

117



in the 13th century. Saxoniae usus in  
1200.

*patris potestas & Mundium*

中世の父権の権威  
第四、父権廢絶の要因

#### 4. Kap. 後見

第一、普通財産の後見制  
(I) 後見人

- (1) 養父が養子に武器を授けお。
  - (2) 養父が養子の頭髮をかき取る。(他人の子の髪をかく取るとは5092の *mundus* の條をいふ。その  
のうへに *capitulum* といふは *capitulum* の意)
  - (3) 養父が養子を自己の腰の上に抱かせる。
  - (4) 養父が養子に胸を抱かせる。
  - (5) 養父が自己の袂に養子を入る方法を述べる。  
例として養父の胸に養子を控へて抱かせること。
- 中世の父権の権威は、普通財産の制として既に述べた。

第四、父権廢絶の要因

- (1) 養子の死亡。
  - (2) 男子が他人の養子となる。
  - (3) 女子が他國に嫁ぐ。
  - (4) 法律上の独立。男子は成年に達すると法律上の自己責任を負ふこととなり、  
之を父の普通財産の管理から排除せらる。又少女の地方は成年の男子に  
同様に、嗣家異姓に嫁ぐと排除せらる。 *Emancipatio tacita* 及び  
*Emancipatio Saxonica* と稱せしむる是れあり。
- 以上述べた原因のほか、*Ulfgeric* 条の如く入信の養子と  
認められ、又中世の文獻に於て既に述べた如く、*foris*  
*familiae* (familyの外に居ること)

#### 第四章 後見

第一、普通財産の後見制  
(I) 後見人

16

17世紀  
Sippe 中の地位  
Schwermage  
17世紀

成婚子

geborener Vormund

与儿成婚子 (国家与民法)

(II) 權利

時代  
17世紀以前は父と女と未成年男子、未婚女子と夫と失ふ者同日死者の Sippe 全体の地位  
の下置の位の中は遺言によつて一人 Schwermage が後見の事務を担当し、即  
ち後見人の Sippe 全体の一人として後見の事務を担当した。然し17世紀  
の變化は後見人は死者最近の Schwermage の権利を行使し、其の後見  
監督者の地位に立つに至つた。

男子の死の後見は成年に達した者の初めは生后後見人なり。17世紀  
の初めに未成年の遺言によつて未成年女子以外の子の法定代理人  
附位の地位に止つた。中世以前は未成年者の死後見人は父の Schwermage  
geborener Vormund (本世の遺言) によつて 13. 9. 14. 17. 17.  
の死後見人の遺言によつて又は契約によつて後見人を選定するに依り、又未成年者の  
後見人に缺いた場合は裁判官職權によつて遺言の利益即ち geborener Vormund  
の利益に依り、或地方の変更後見人の法定遺言に依り、或地方の  
存続に依り職務を執行するに依り選定するに依り、1588年及1597年の Rechts-  
polizeiordnungen 最後の主義は全る一般に適用されるに依り、こゝに於て後見  
人職務の権利の地位を失ふに至つた。未成年者と保護人公同に職務を執行す  
べきである。

(X) Tutors dativi とは不考である

(II) 權利

17世紀以前は Mant (mundium) といふが、後見人の職務は成人に於ては  
成人に依り、即ち成人に於ては未成年者の養育の義務と同時に之を懲戒の権利  
と稱し、又その地位の Genere と稱し、即ち親族の地位に依り、又未成年者の  
又未成年者の職務に依り之を執行するに依り、後見人は又17世紀以前は未成年者の  
母の死後見人の地位に依り、Mant の廢止に依り、未成年者の地位に依り、

OpCARD 10







14. Jh. 收養後の存続

多くの地方で成年男子の  
遺代理人となる

Ⅳ) 監督

Sippe → Landesherr → 皇帝

19. Jh. 以降

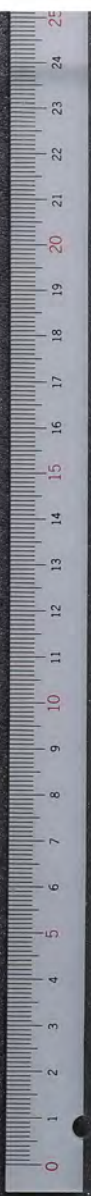
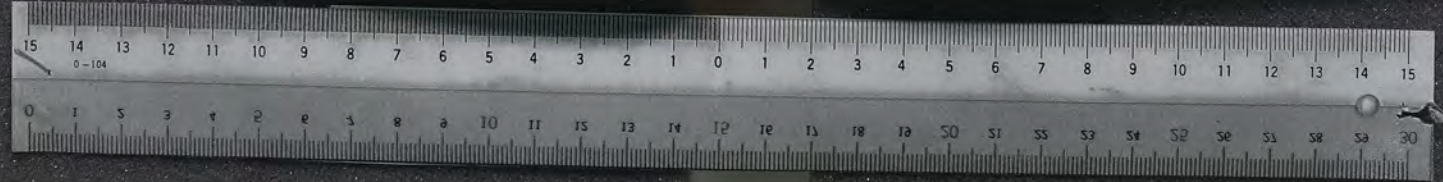
州 = Lehnsvermündenschaft  
Anovelle

案にのり自責責任は。先記申世の初めは元明の可憐のり後也/ 以て自  
治遺代理人の資格は22比の民にのみ未成年の成年の遺言迄延期の計は  
多かつた。新法13. Jh. の半以降は未成年の遺言の補佐(受け済意)  
(Beistand)  
の漸進をわが比試行の如く也。

以て此の遺言制は14. Jh. 以来大變に急ぐ。14. Jh. 中 多くの地方  
の遺言人は従来より被遺言人の財産に利益を権利 誘はれ遺言報  
告の義務に及ばず純然たる財産管理人に代りて去。 (Keine Güterpflege mit  
Abrechnungspflicht)。本邦のKiesbräuchliche Vermündenschaft (tutilla  
usufructuaria) 也。遺言制は悉く消滅した。即ち14. Jh. 中多くの地方の  
遺言人 未成年者の法定代理人の資格は終りに至つたこと也  
以て14. Jh. の變は其の終り 25の終りに至るに及ぶ。此の遺言制は全く消滅した  
こと也。

Ⅳ) 監督

遺言の監督は中世の如く Sippe の務に Landesherr, 14. Jh. 以後は都  
邦の如く。而して子の代表者たる裁判官又は特別監督に切行得地也。之等の  
裁判官は初めは多くの地方に Prussen + Österreich の管轄の裁判官  
の如く(土地)に在りて居り。即ち19. Jh. 中 多くの地方の監督官の権限は遺言  
の費用に制限し(後見) 制約化すると共に 1875の Prussia 後見  
法は此の新傾向を代表するものとして 規定の多し人民に採用した。  
州 = Lehnsvermündenschaft 封領(領) 後見制  
中世の封領は特別後見人の管理に依りて Anovelle の制也。  
(Angefallne 後見の意也)。而して封領は初めは未成年の被遺言人の  
相傳人未成年の時封領の職務 Lehnsdienst 封領に依りて 封領







Cherit はずらぬと用いられるが、その用いられる  
 是れ年がわい  
 Parentela は 立派な親族の意に、後、近親を意味  
 する。

(2) 中世以後

以下が元来

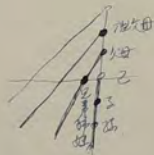
根拠の Parantelenord-  
 nung による。

(I) 普通財産

不動産

女子の如

普通財産相済  
 順位



(II) Neugröße

Sachsenwald

中世末消滅

(III) Grade

中世末消滅

高麗の時代は右の林蔭団体 (amici) に相済せしむ。

(2) 中世以後

中世以後は右の相済法が地方の特色となる。従って右の時代は中世  
 以前の相済法、すなわちの原則は存在せしむる主張がなされ、有力な学者の説  
 に従って右の相済法の根拠は Lineargradualordnung (Parentelenord.)  
 である時代と地方とに従って根本原則が変遷を遂げたことと見て、以下は中世  
 相済法の主要原則の取扱は Variations による。

(I) 普通財産

中世は Sachsen 貴族の地籍財産、農民の所有  
 Bauingenieur 等の特別の財産は印字の外は不動産と異様に普通財産と同  
 様に相済せしむ。但し女子の相済権は中世以後の地方に一般的に男子に劣り  
 又或地方は不動産の相済権を男子に劣るものあり。

普通財産相済の原則は以下の通りである。大体に於て (地籍財産に於ては)  
 (1) 直系単層親

(2) 父母

(3) 兄弟姉妹

(4) 祖父母

(II) Pleingröße

この特別相済法は中世は Sachsen 地方のみにあり。von  
 Sachsen 地方の戦国時代の最期の Schwertmagen 又はその子の再長考の前  
 取名 Herans, Praecipium となり又或地方は軍人武官の財産を男子に  
 優先的に含むことになった。

(III) Grade

右の用語の特別相済法は Sachsen 地方のみにあり。  
 中世末は近世の初めから Neugröße の相済法と共に消滅した。  
 近世の初めから中世末の間に消滅した。

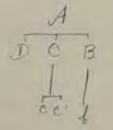


第三 女子の相続権

古来の民法は父系制の原則を以て女子の相続権を認めず、(父系制の原則) 女子の相続権は父系制の原則を以て認めず、(父系制の原則)

母系制の原則 例の如く

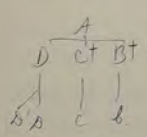
例として中世に於て男子のみの相続



父系制の原則 父系制の原則を以て男子のみの相続を認めず、(父系制の原則)

第四 代襲相続権

中世の一般原則として



父系制の原則を以て男子のみの相続を認めず、(父系制の原則)

例として中世に於て(父系制) (RA 上巻)

一般に認められた 1000 年頃

第三 女子の相続権

中世の女子の相続権の原則は父系制の原則を以て認めず、(父系制の原則) 女子の相続権は父系制の原則を以て認めず、(父系制の原則) 女子の相続権は父系制の原則を以て認めず、(父系制の原則)

第四 代襲相続権 Representationsrecht, Enterbterrecht

中世の一般原則として 父系制の原則を以て男子のみの相続を認めず、(父系制の原則) 女子の相続権は父系制の原則を以て認めず、(父系制の原則)





13. 4h. の後年以迄  
強の債務。

## 2. Kap. Vergabung von Todes wegen.

### 第 一. Affatome

Solus Deus hinc  
dem facere potest,  
non homo.

Sabin 族  
氏令。

三月内 債務の  
免除。

又 經 Jahr u. Tag

PPS 相傳 氏令 3h

(加の遺言の事項)

Vergabung von Todes wegen.

- ① Affatome
- ② Donatio post obitum
- ③ Gemächte

Sessio triduaana 三日内 債務の免除。

Freukinder  
Salmann

この國古契約, Spielschuld (賭博に負けた時の債務)は相傳人の相傳  
法から、不高度の債務は元々債務人は相傳性で賦けられた。しかし  
13. 4h. の後年以迄の如きは、強の債務は相傳性で賦けられた  
部分の方に出る。

## 第二章 Vergabung von Todes wegen.

死因の因果と

(In mortuis causam non dicitur.)

### 第 一. Affatome

この民族の死因の相傳性は神の心から賦けられた。これは  
神にのみしかた (Solus Deus hinc dem facere potest, non  
homo.)。經 Tacitus の言によれば、この民族の死因の相傳性  
は知られてゐた。(Gott, nicht der Mensch macht die Erben.)

これは子孫の死因を他人に相傳人に指定する権利を認めてゐた。

Sabin 族の死因の法律行為は Affatome と稱す。而して民族に行は  
れる計は法律行為とは相傳人の死因を本原に、自己の友人その他に傳  
るに於て、死因の賦けられた死因を指定する種族の死因の信託行為  
に相傳人の死因を指定する Festuca 及び死因の賦けられた種族の  
死因を指定する三月内 債務の免除と有る。此の種族の Gewere 指定は  
種族の死因の Jahr und Tag 同一に指定するに相傳人の死  
因の賦けられた Tribunat 族の死因を死因の賦けられた Adoptio in  
hereditatem (養子の養子) 及び死因の賦けられた種族の子孫に  
死因の賦けられた種族の子孫に。

死因の賦けられた種族の死因を指定するに相傳人の死

因の賦けられた種族の死因を指定するに相傳人の死

因の賦けられた種族の死因を指定するに相傳人の死

因の賦けられた種族の死因を指定するに相傳人の死

因の賦けられた種族の死因を指定するに相傳人の死

因の賦けられた種族の死因を指定するに相傳人の死

因の賦けられた種族の死因を指定するに相傳人の死

因の賦けられた種族の死因を指定するに相傳人の死

因の賦けられた種族の死因を指定するに相傳人の死

因の賦けられた種族の死因を指定するに相傳人の死

因の賦けられた種族の死因を指定するに相傳人の死

因の賦けられた種族の死因を指定するに相傳人の死

因の賦けられた種族の死因を指定するに相傳人の死

因の賦けられた種族の死因を指定するに相傳人の死

因の賦けられた種族の死因を指定するに相傳人の死

因の賦けられた種族の死因を指定するに相傳人の死

因の賦けられた種族の死因を指定するに相傳人の死

因の賦けられた種族の死因を指定するに相傳人の死

因の賦けられた種族の死因を指定するに相傳人の死





Erbsverträge  
の分類

1. 相続人と受取  
の間の

2. 受取人の取償

### 3. Kap. Erbsverträge

#### Erbsverträge

- ① Erbsverträge i. e. S.
  - ① Erbsetzungsvertrag
  - ② Vermächtnisvertrag
- ② Erbverzicht

(I) Erbsetzungsvertrag  
強迫的又は自由の意思

(11-2122) 遺言の受取人の取償

(II) Vermächtnisvertrag

之は自由の意思

以上二種は自由の意思の Erbsverträge の前身也。 von Erbsverträge の他に 他者の相続人財産の受取に關する Erbsverträge 一類あり 受取人は 相続人 受取人の取償に關し、此の二種は自由の意思の取償に關する Erbsverträge 一類あり 受取人は 相続人 受取人の取償に關し、此の二種は自由の意思の取償に關する Erbsverträge 一類あり

### 第三章 Erbsverträge 相続契約

中世の以ては 相続契約の成立は 最後裁 von 相続人 受取人と 受取人の取償に關する Erbsverträge 一類あり 受取人は 相続人 受取人の取償に關し、此の二種は自由の意思の取償に關する Erbsverträge 一類あり

#### I. Erbsverträge (i. e. S.)

此の二種は自由の意思

I) Erbsetzungsvertrag 相続人指定(強迫的) 受取人は 自由の意思の取償に關する Erbsverträge 一類あり 受取人は 相続人 受取人の取償に關し、此の二種は自由の意思の取償に關する Erbsverträge 一類あり

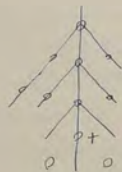
#### II) Vermächtnisvertrag 遺言受取

受取人は 自由の意思の取償に關する Erbsverträge 一類あり 受取人は 相続人 受取人の取償に關し、此の二種は自由の意思の取償に關する Erbsverträge 一類あり









Primogenitur  
Secundogenitur  
Tertogenitur

第一. Stammgut

系単位の限りは相続権を有するだけのこと。

第二. Stammgut

高級貴族の家系は Stammgut は家位の定所を継ぐに相継せられた。  
通常は男子の男子が Primogenitur の系位に継ぐに相継した。

第三. Familienfideikommiss

第三 Familienfideikommiss

これは定行の定所を継ぐ。而してその位に相続した。Seniorat, Majorat (最近の親等の中の年長者), Primogenitur (最長子の長子) 等が之である。

第四. Bauergüter

第四. Bauergüter

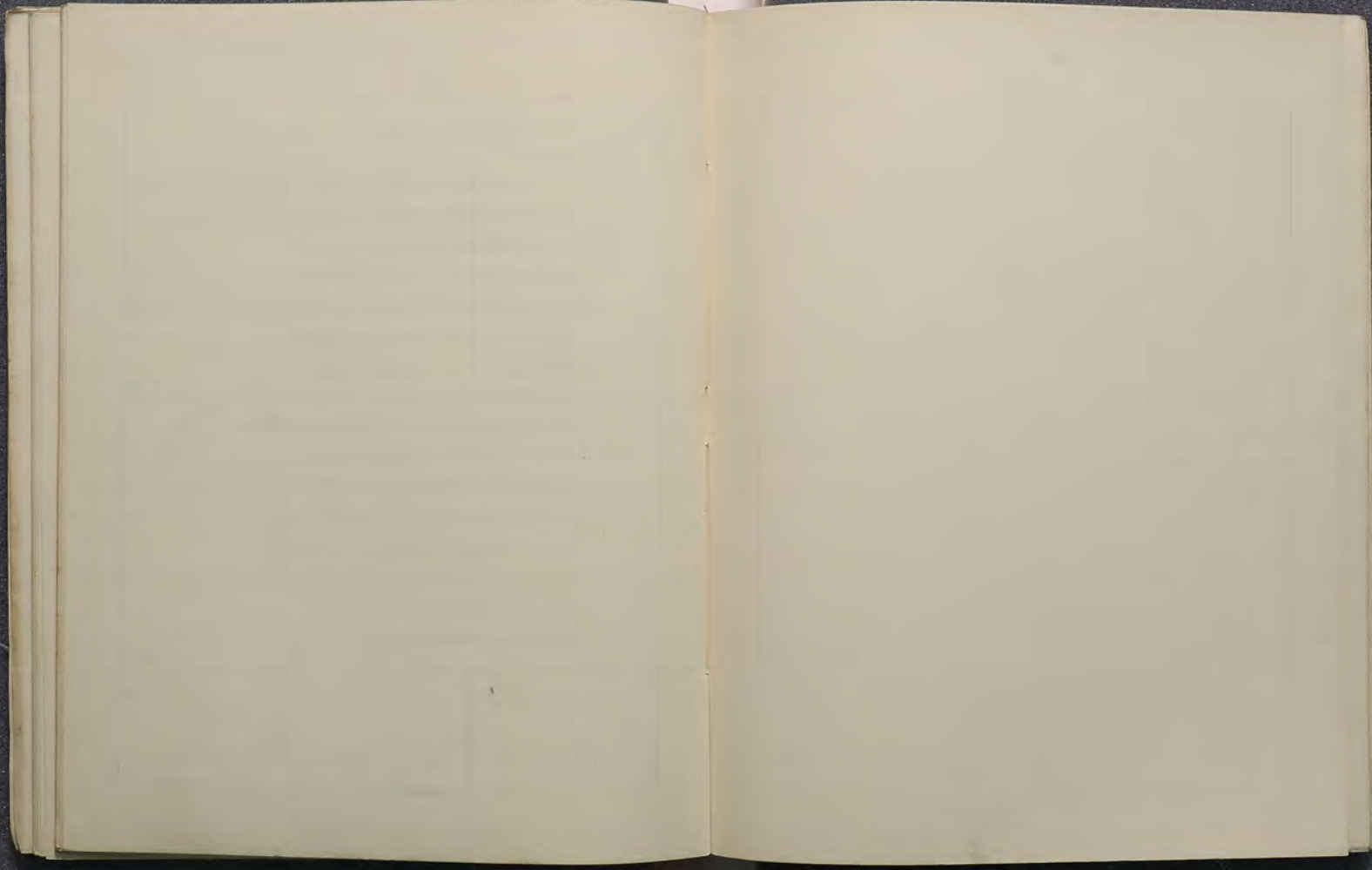
農民の持地は既述の如く自由に分譲し得るのみ。従って領主又は地主は農地の単独相続の許すべからざる。其結果中世以来農民内に所謂 Anwartsrecht (農民の単独相続権) が行はれてきた。

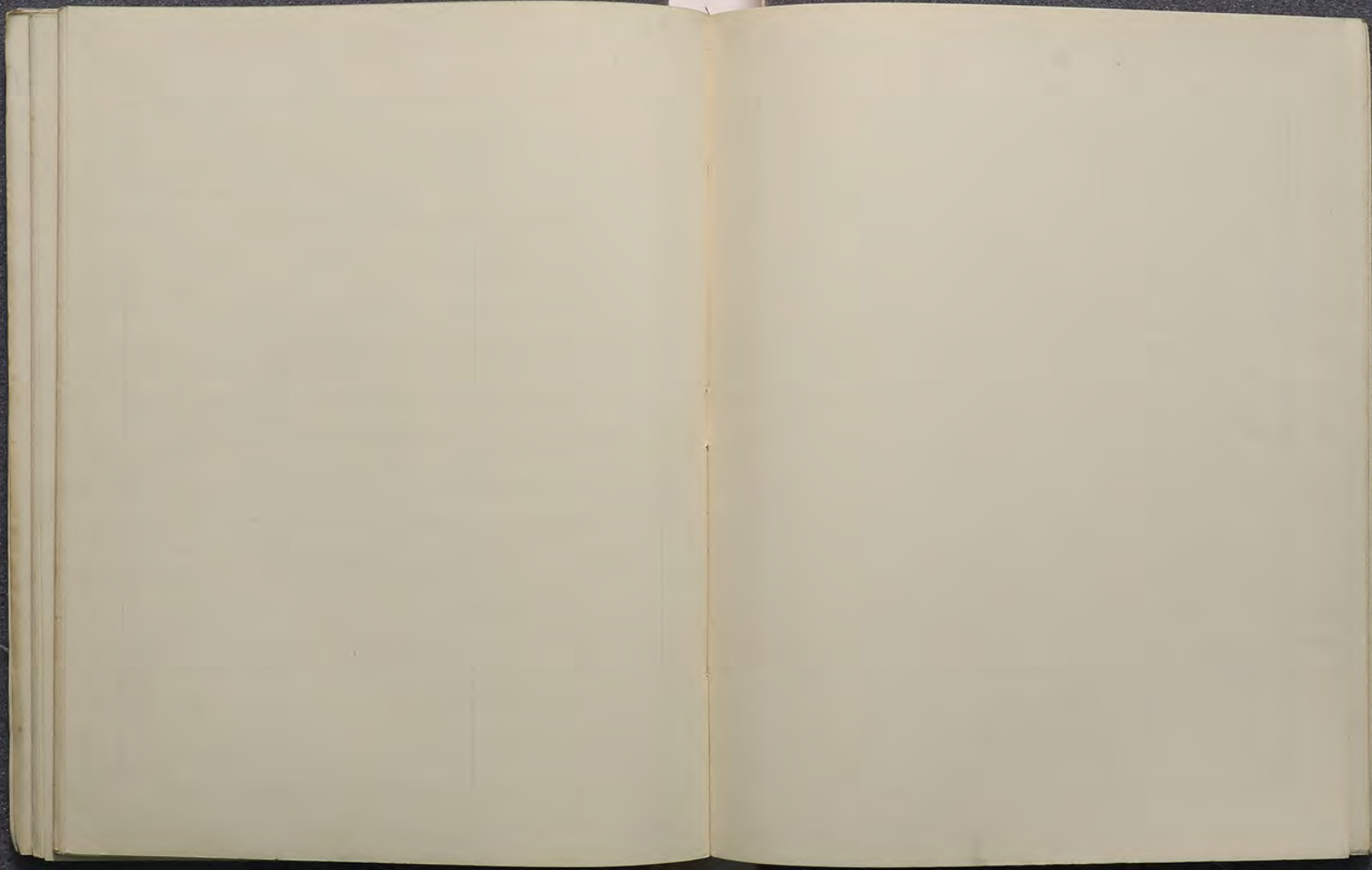
„Der Bauer hat nur ein Kind“

之に依れば通常は相続人の長男であったが時には末男であった。 (語句に Der Bauer hat nur ein Kind.)

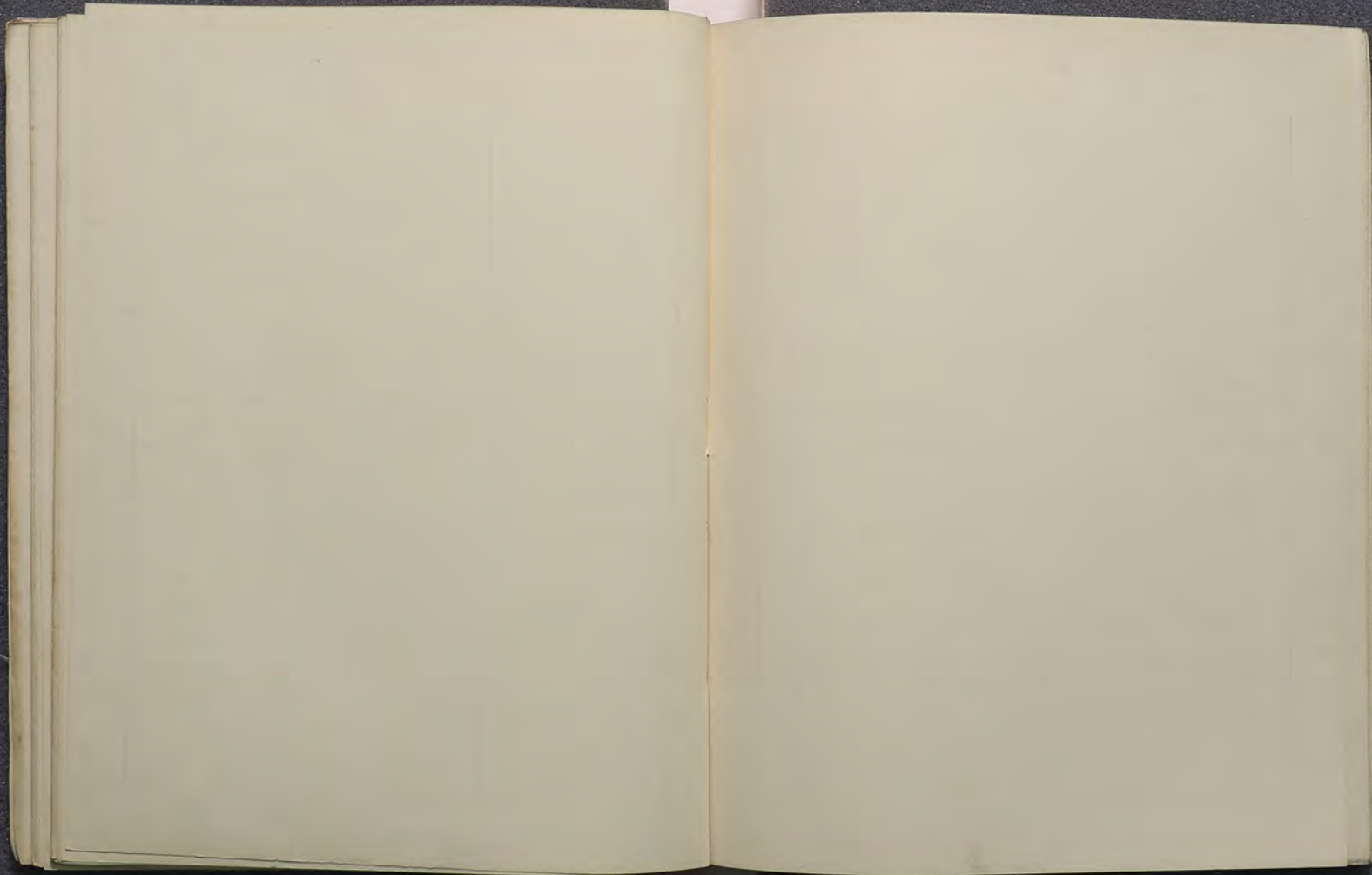
(民法の法律史は死因外)

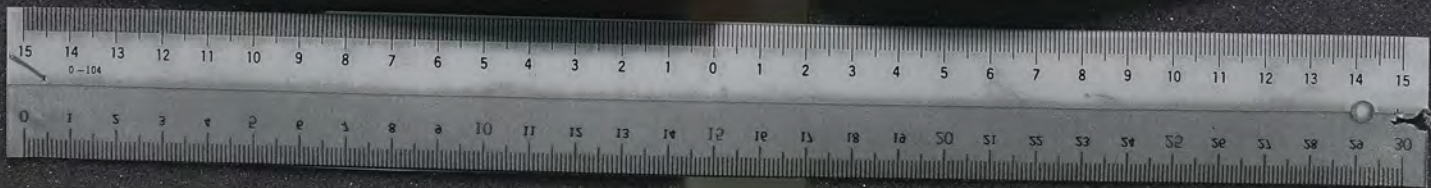
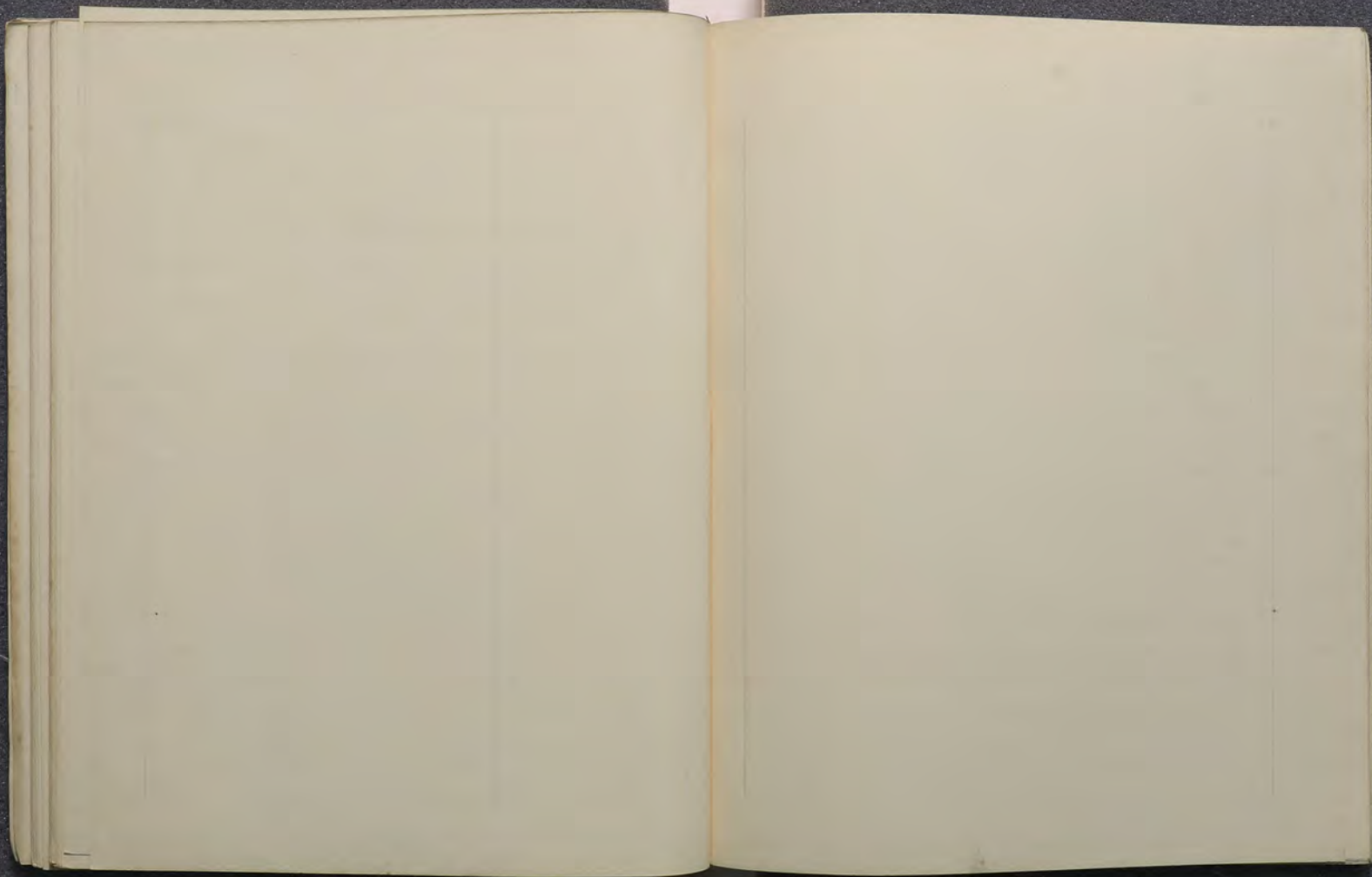
OpCARD 10

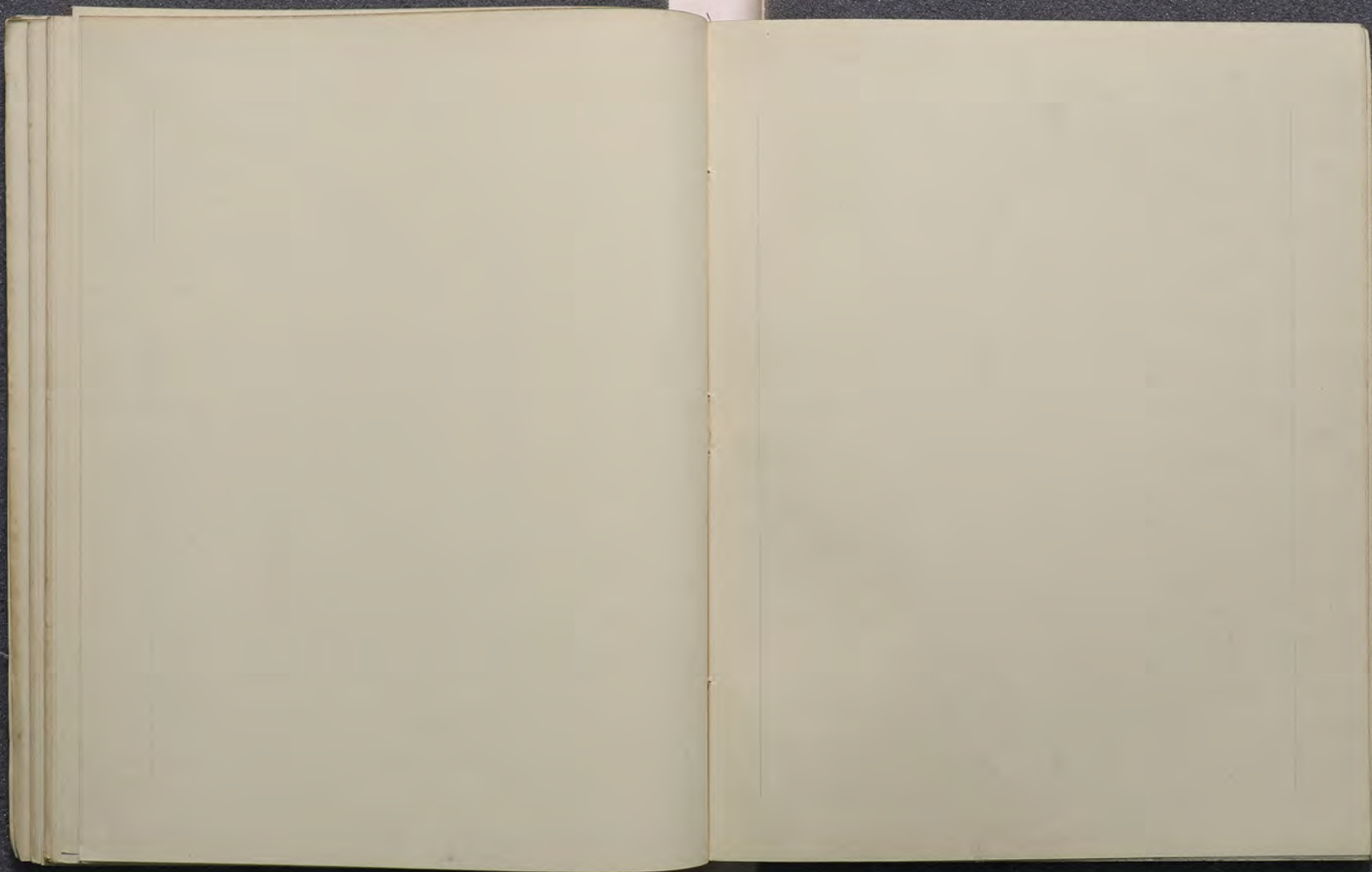


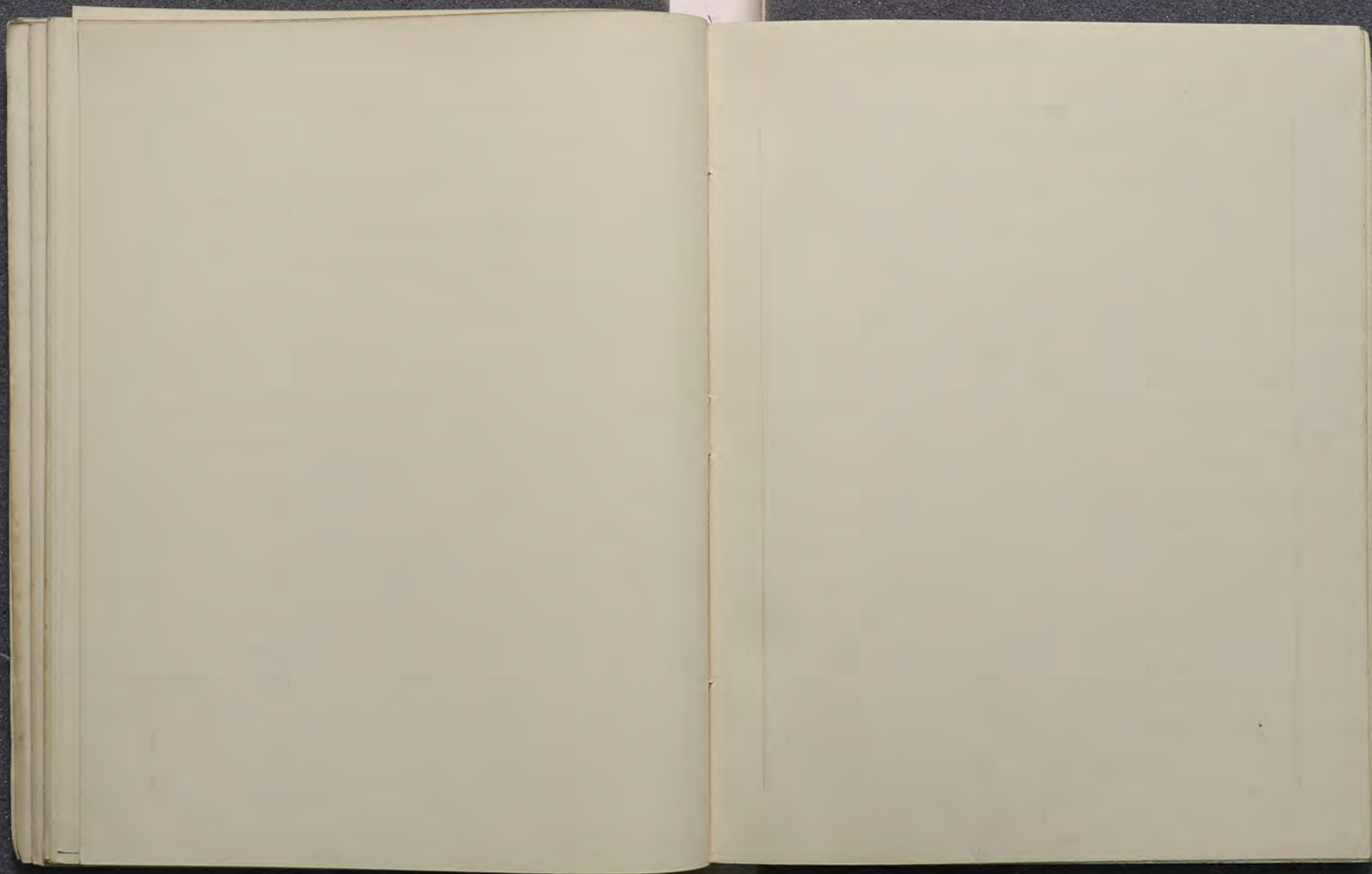


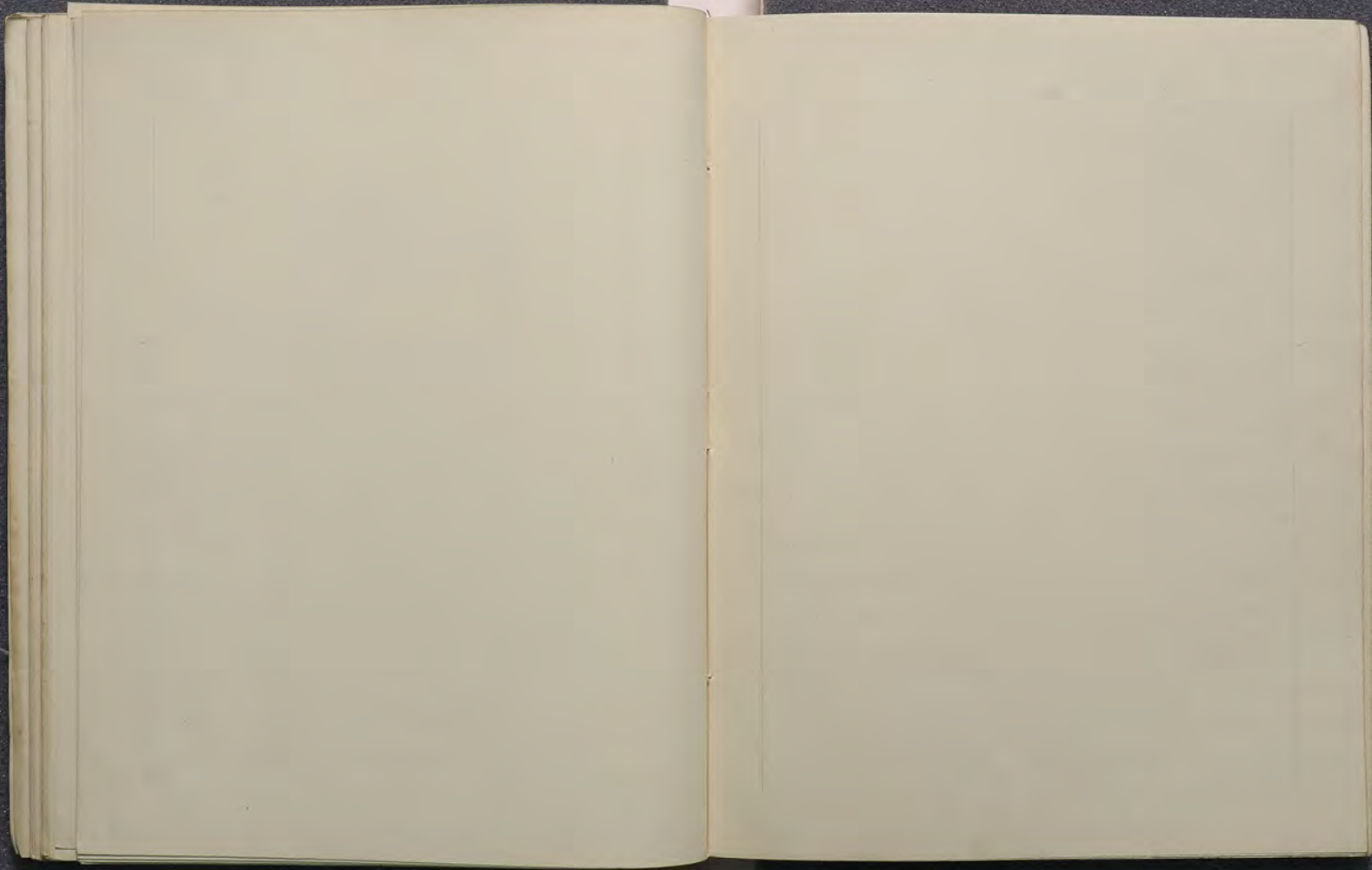


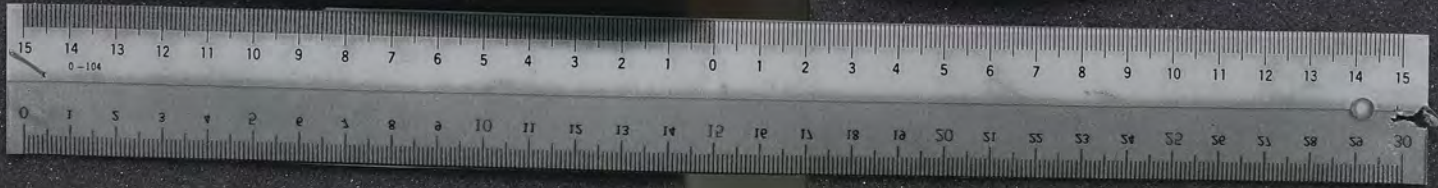
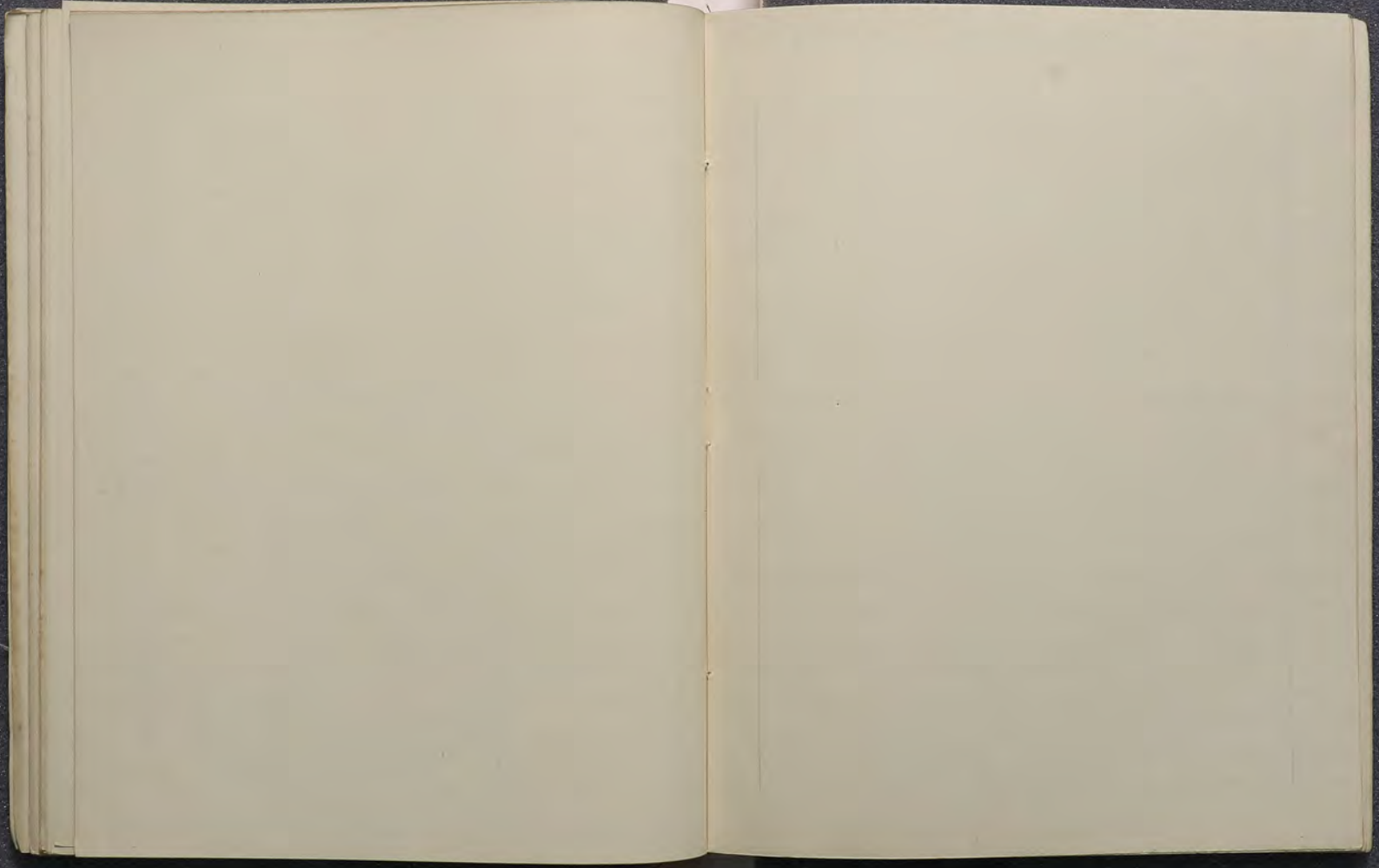


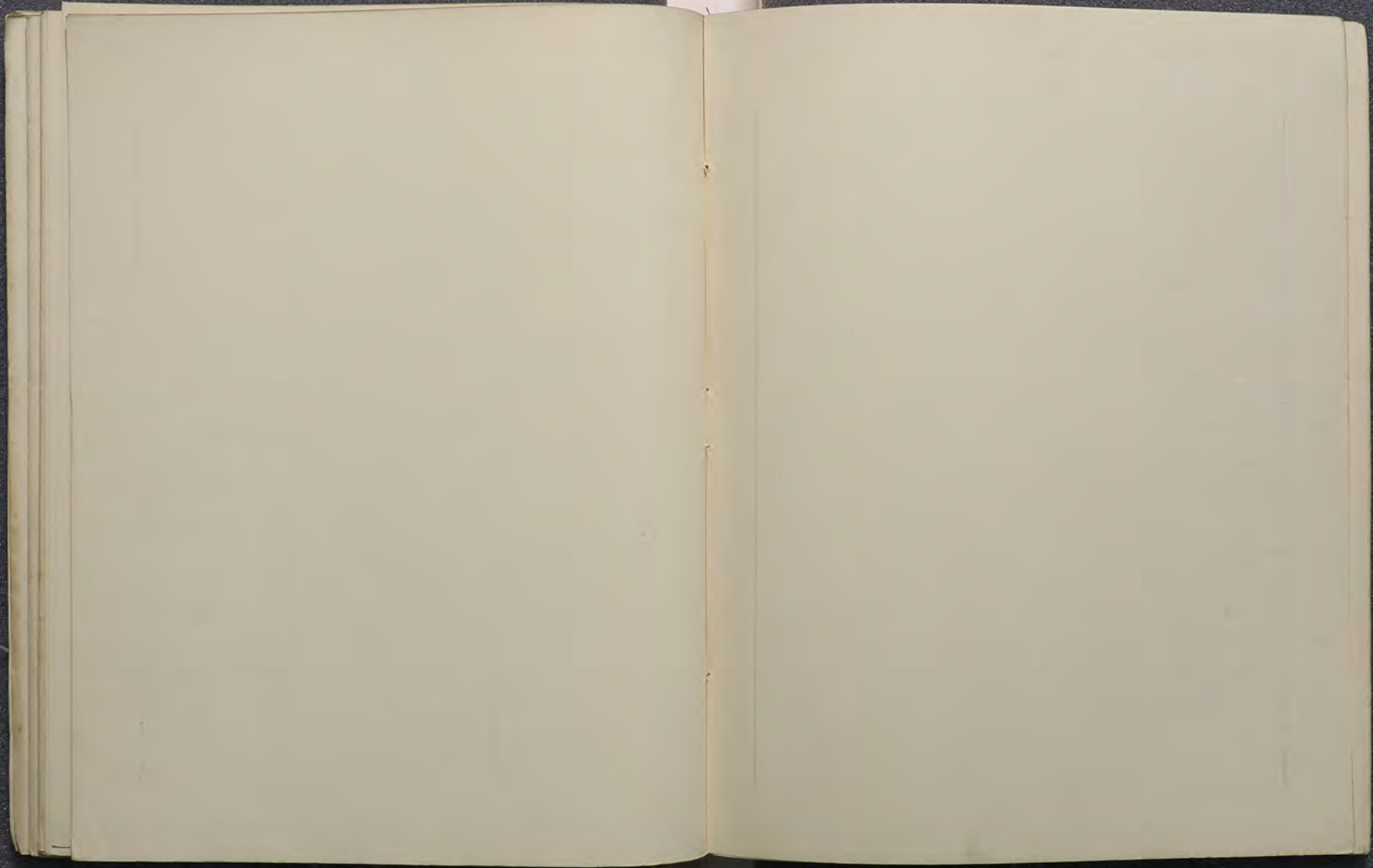


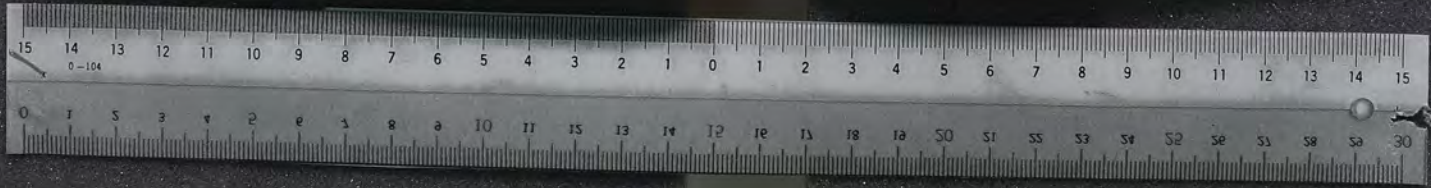
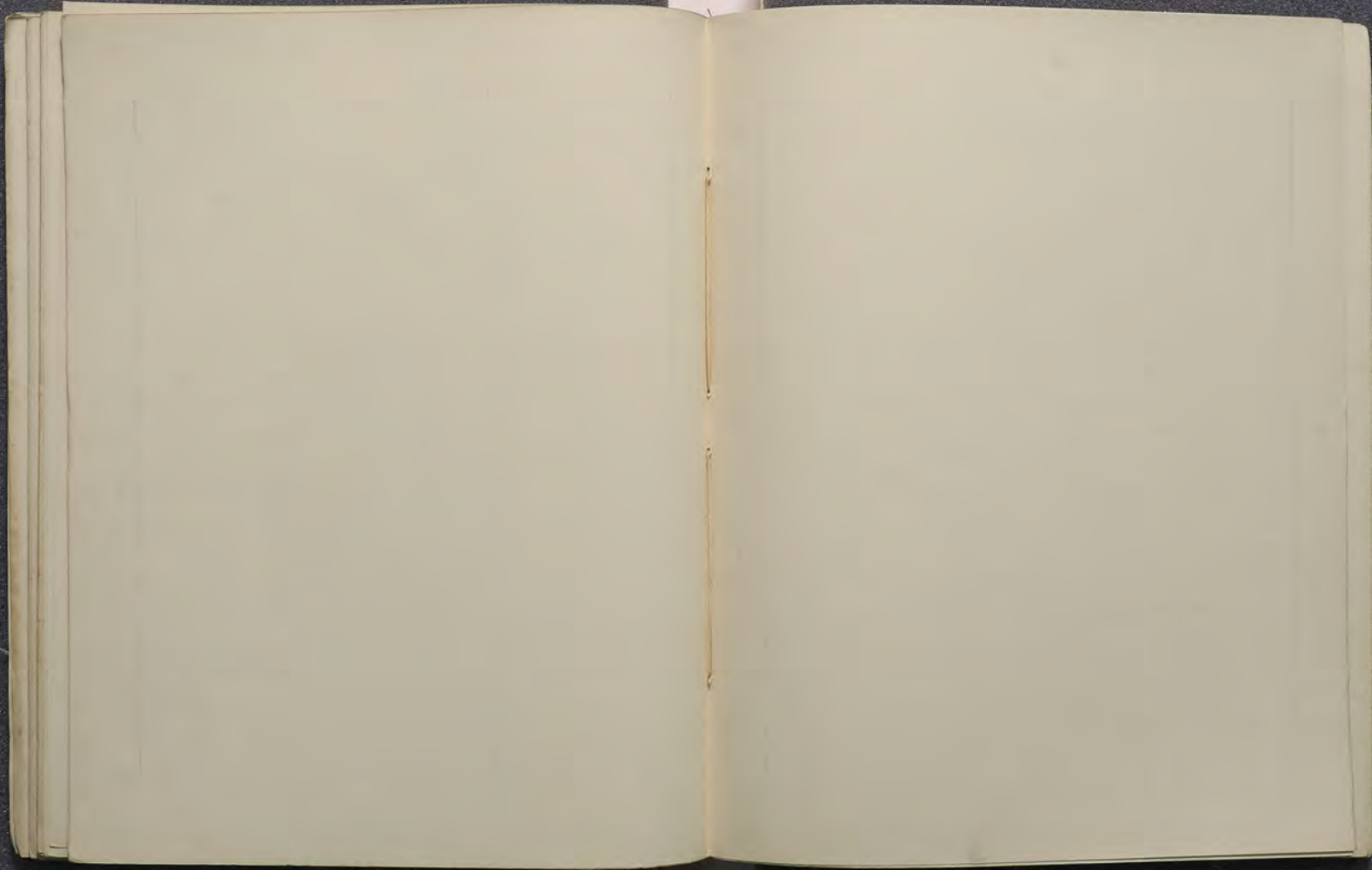




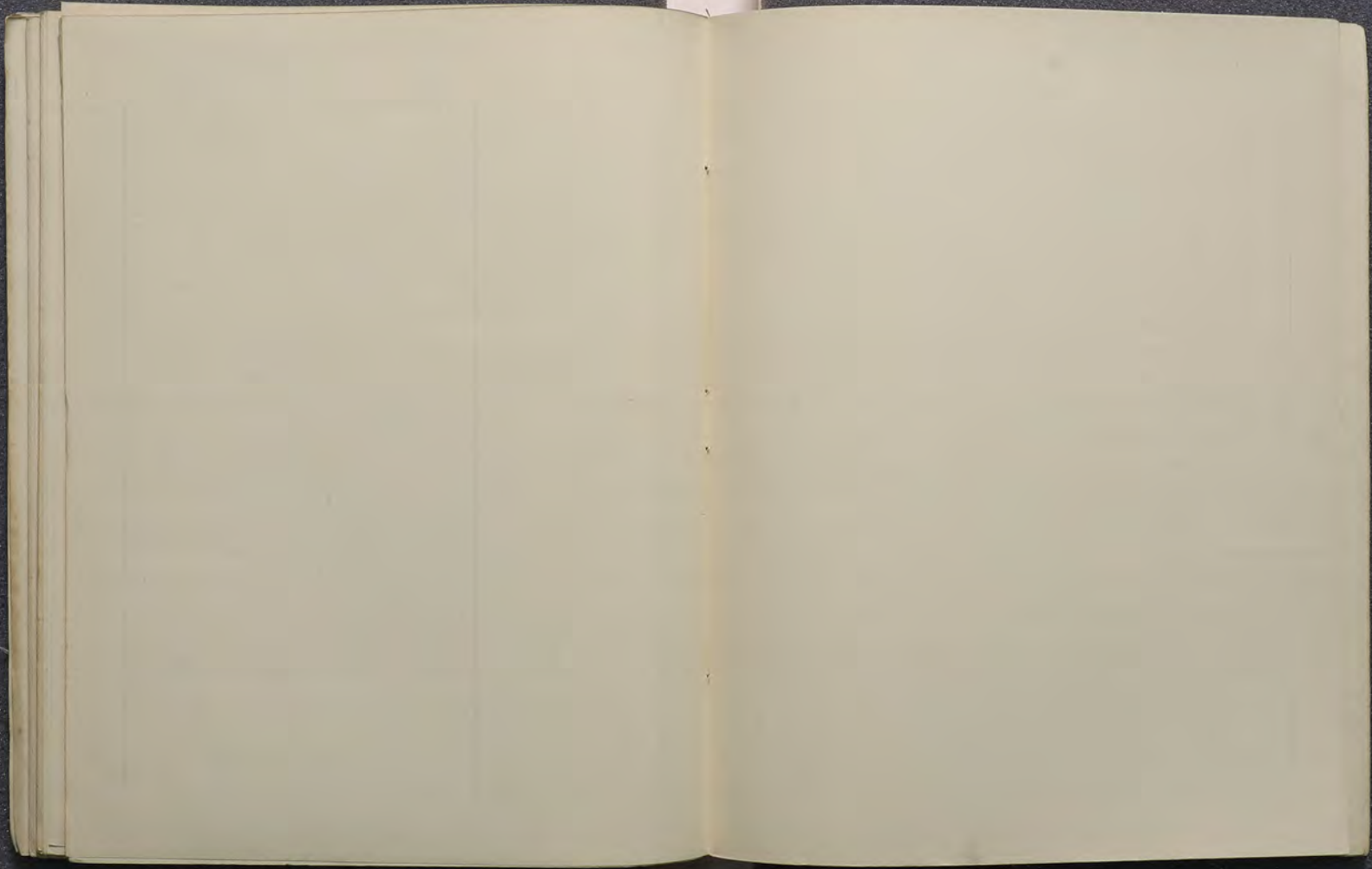


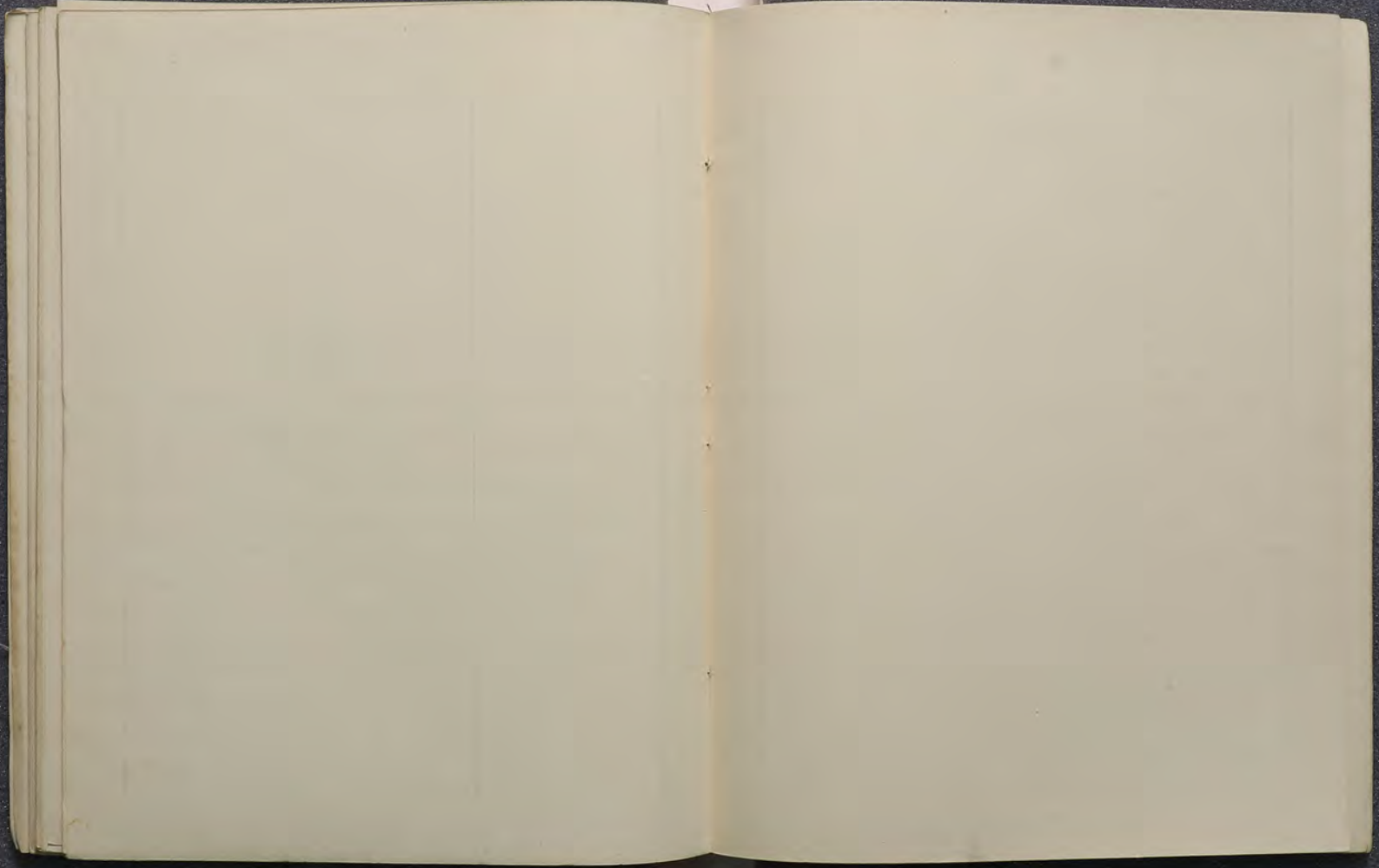


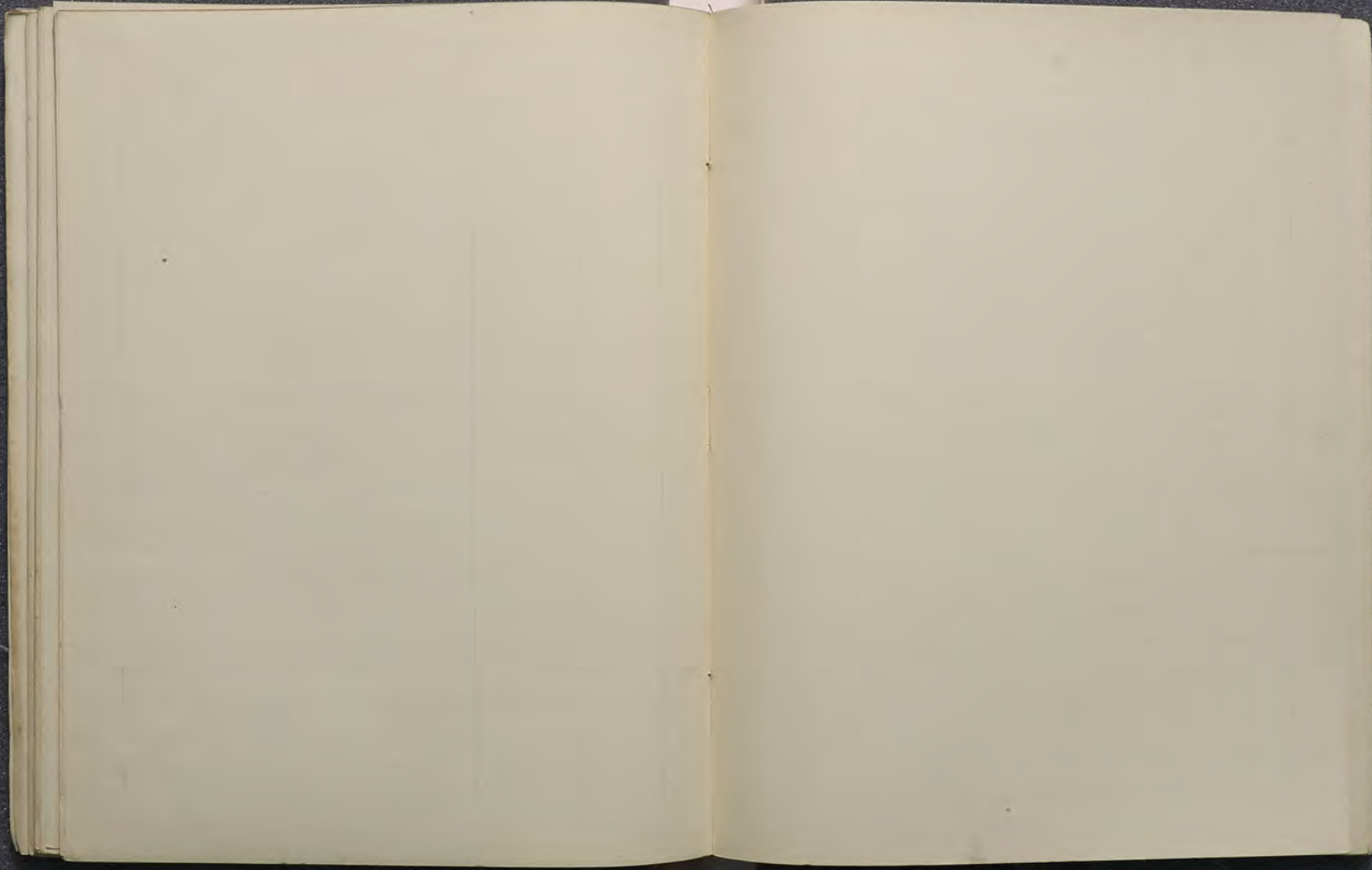


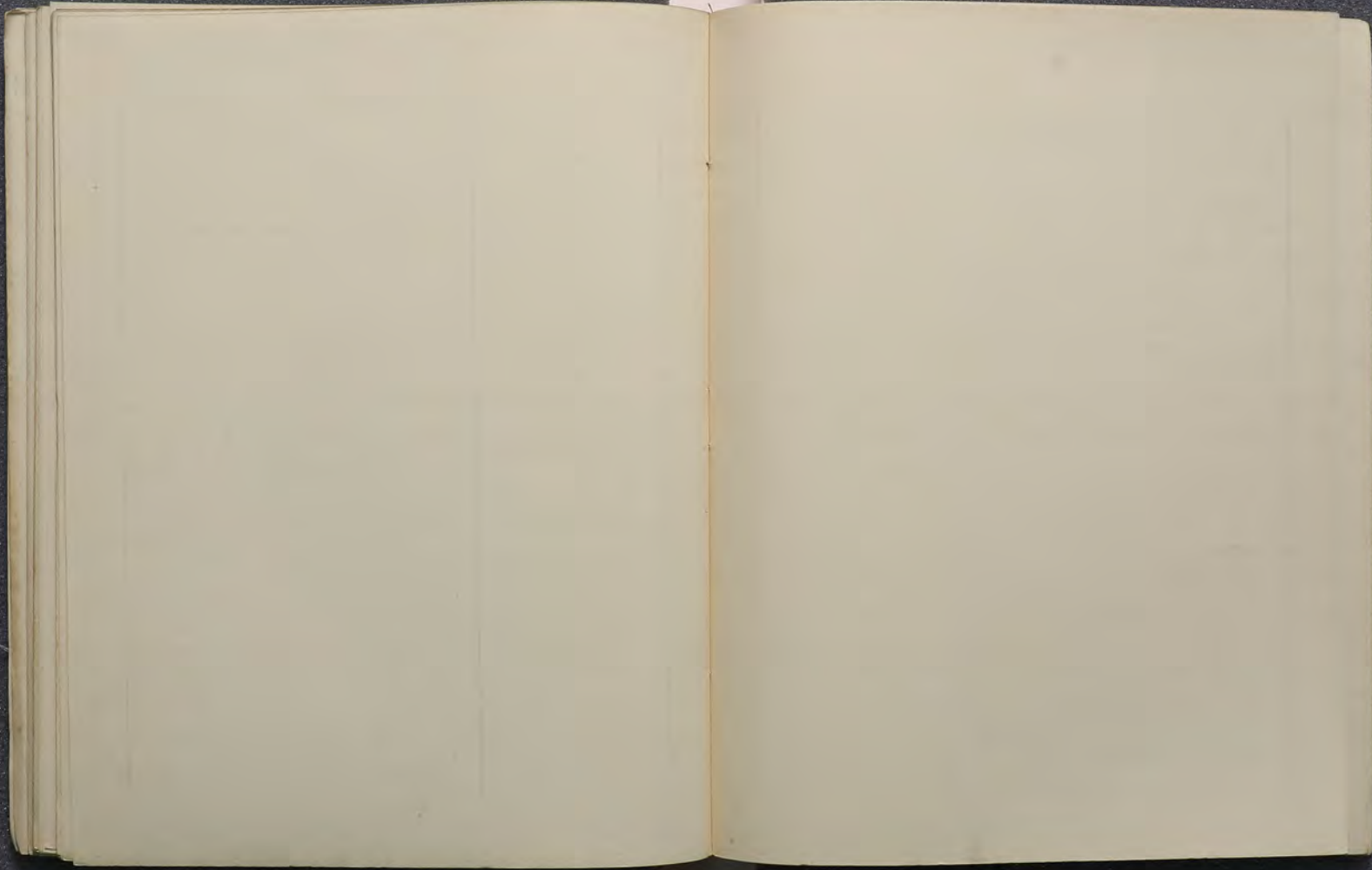


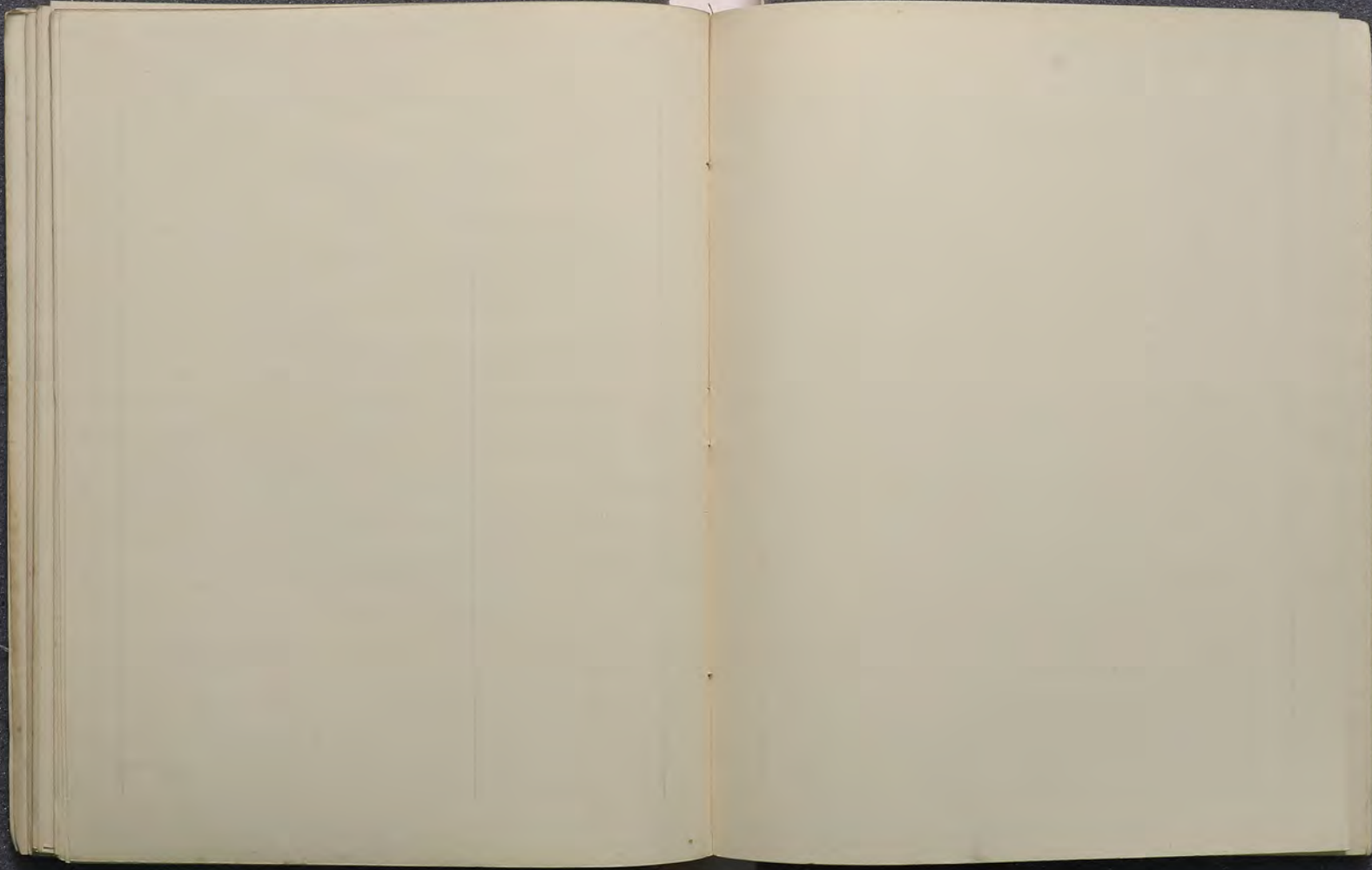


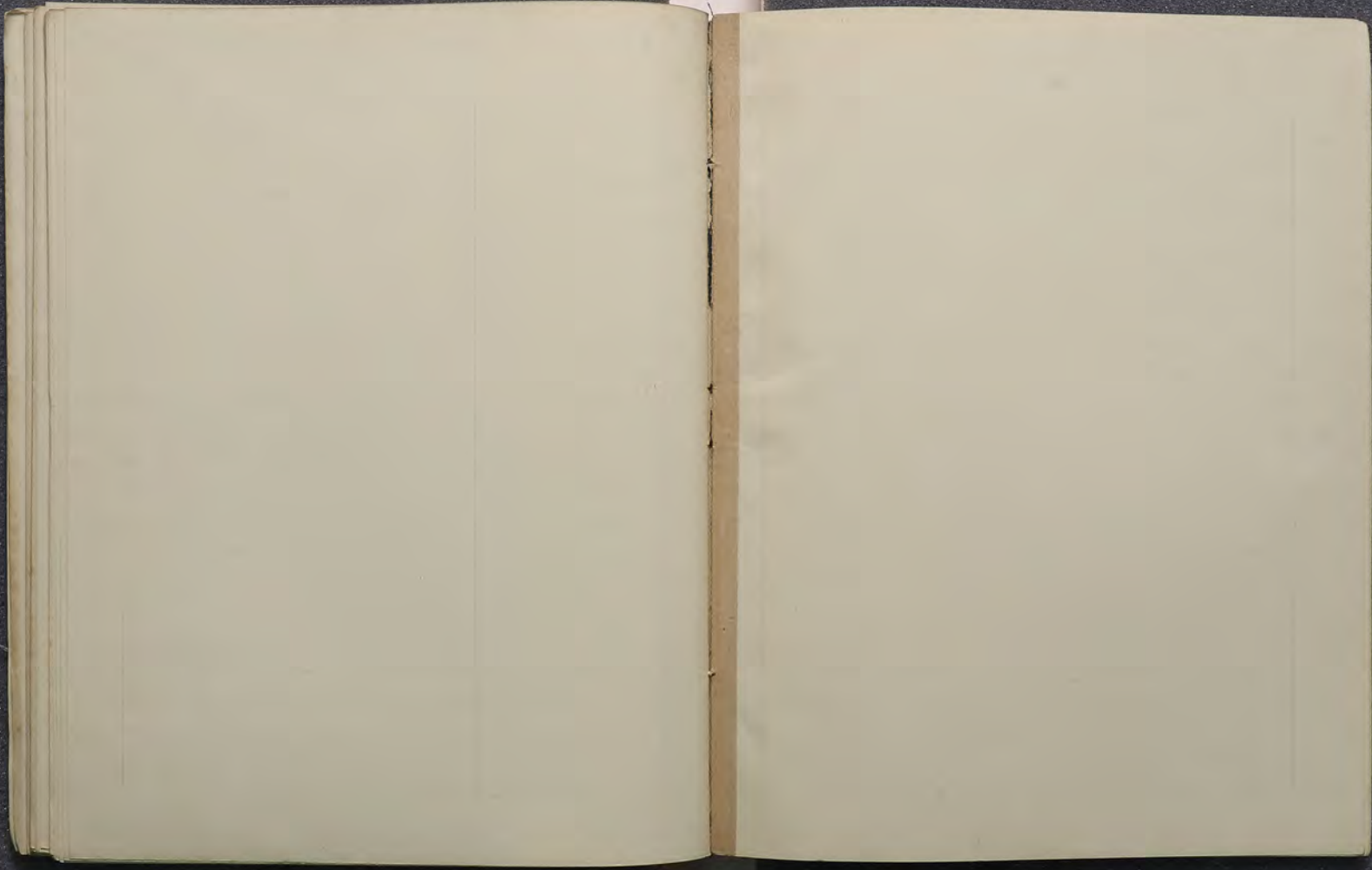


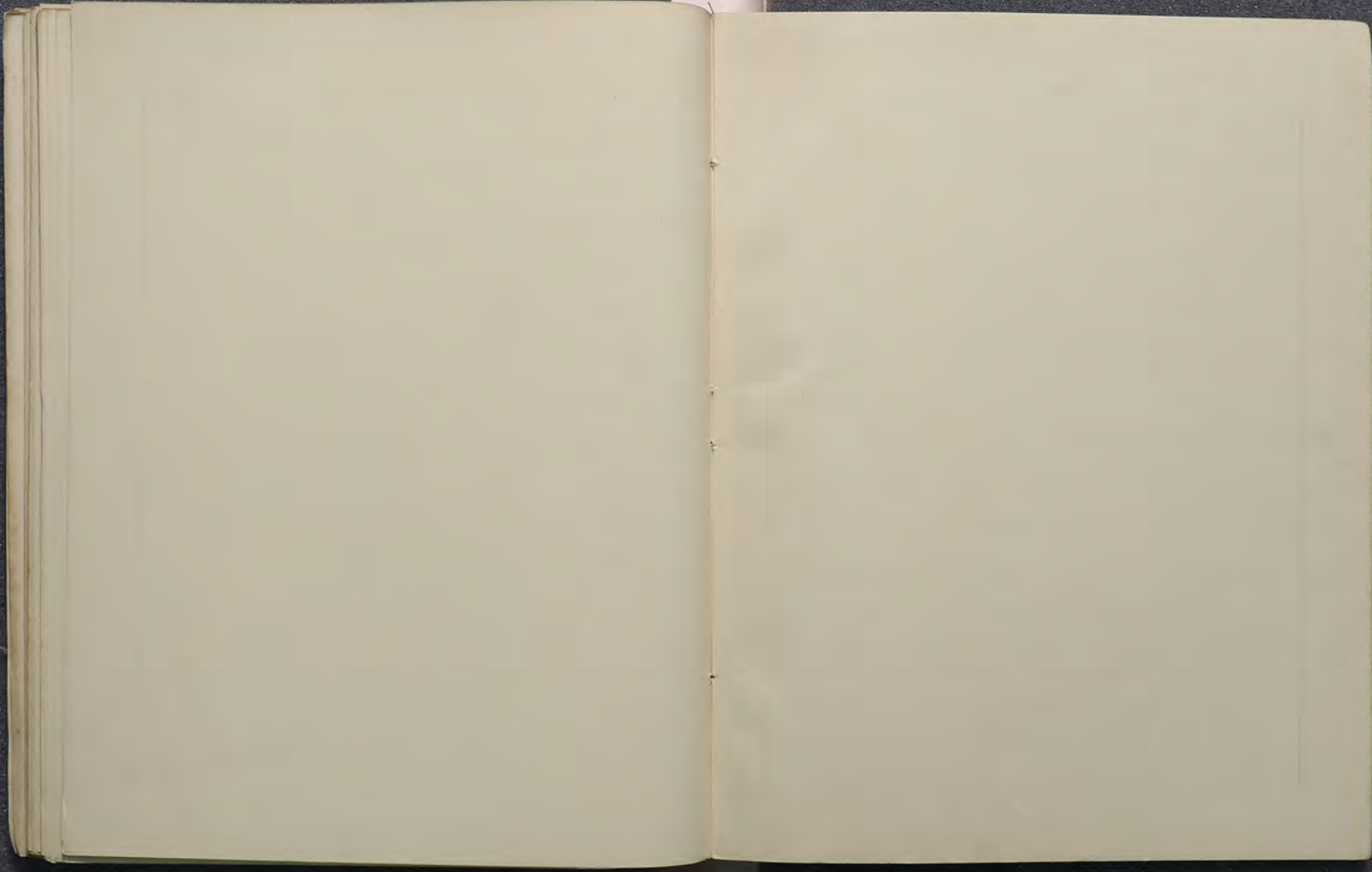


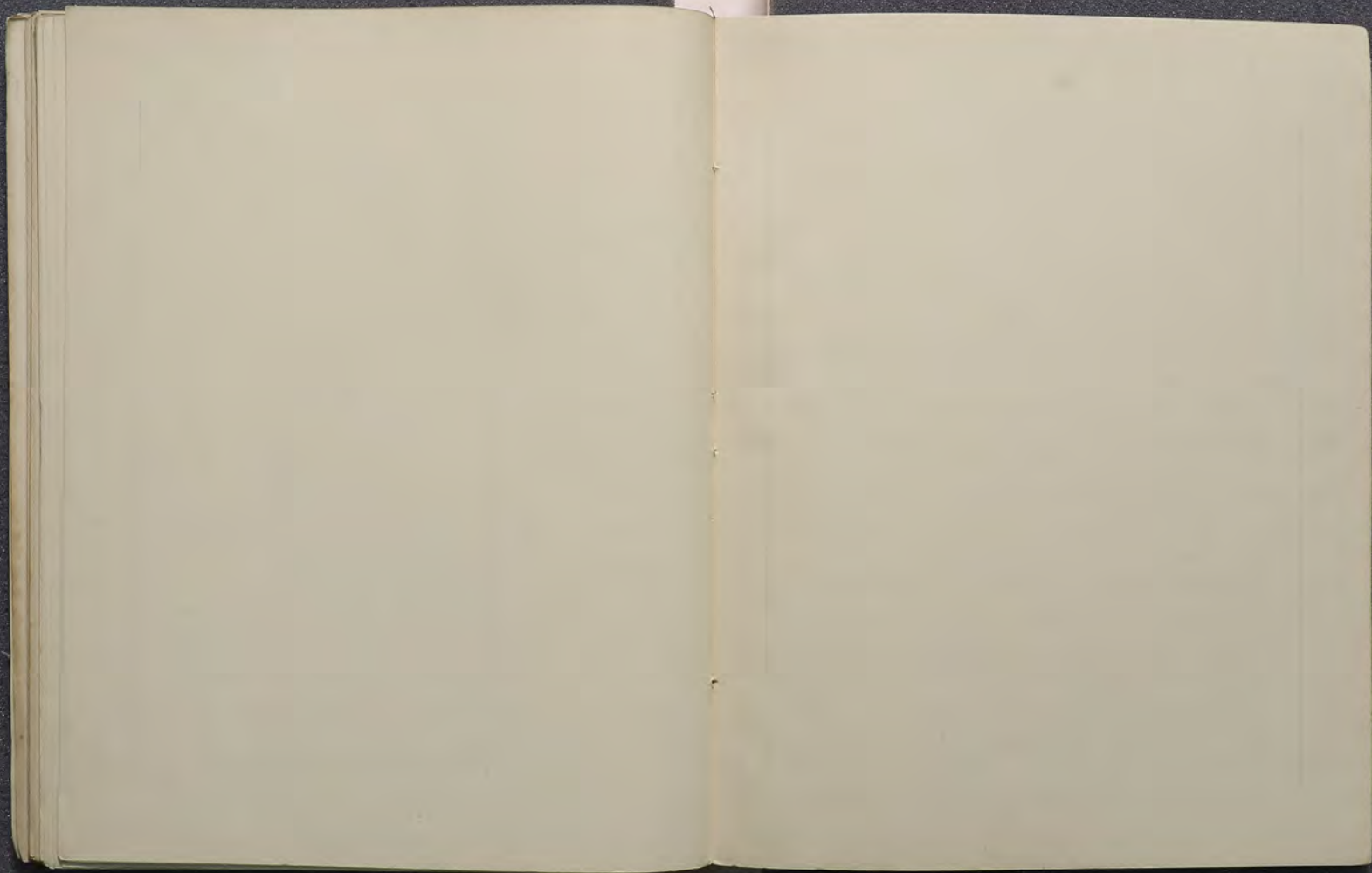




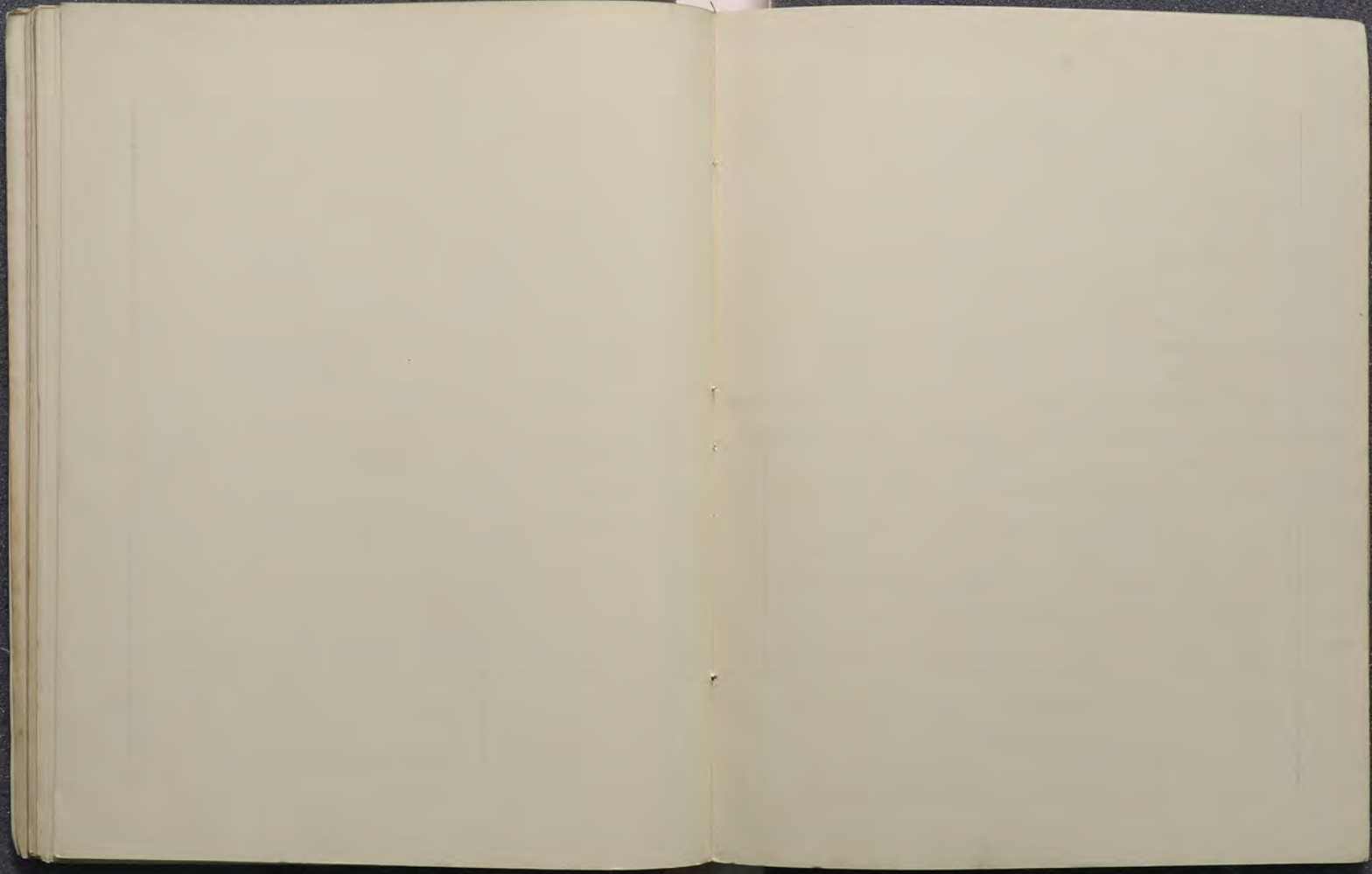


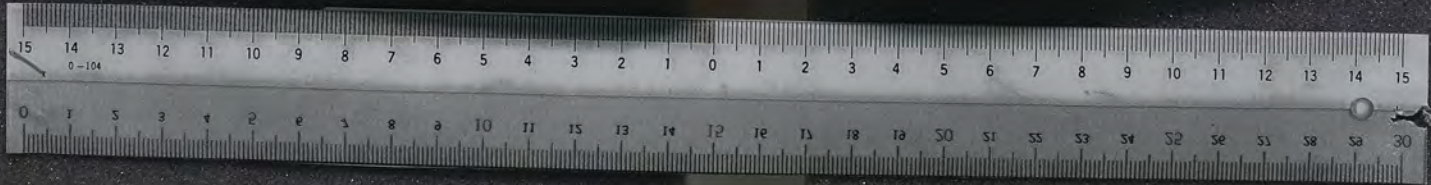
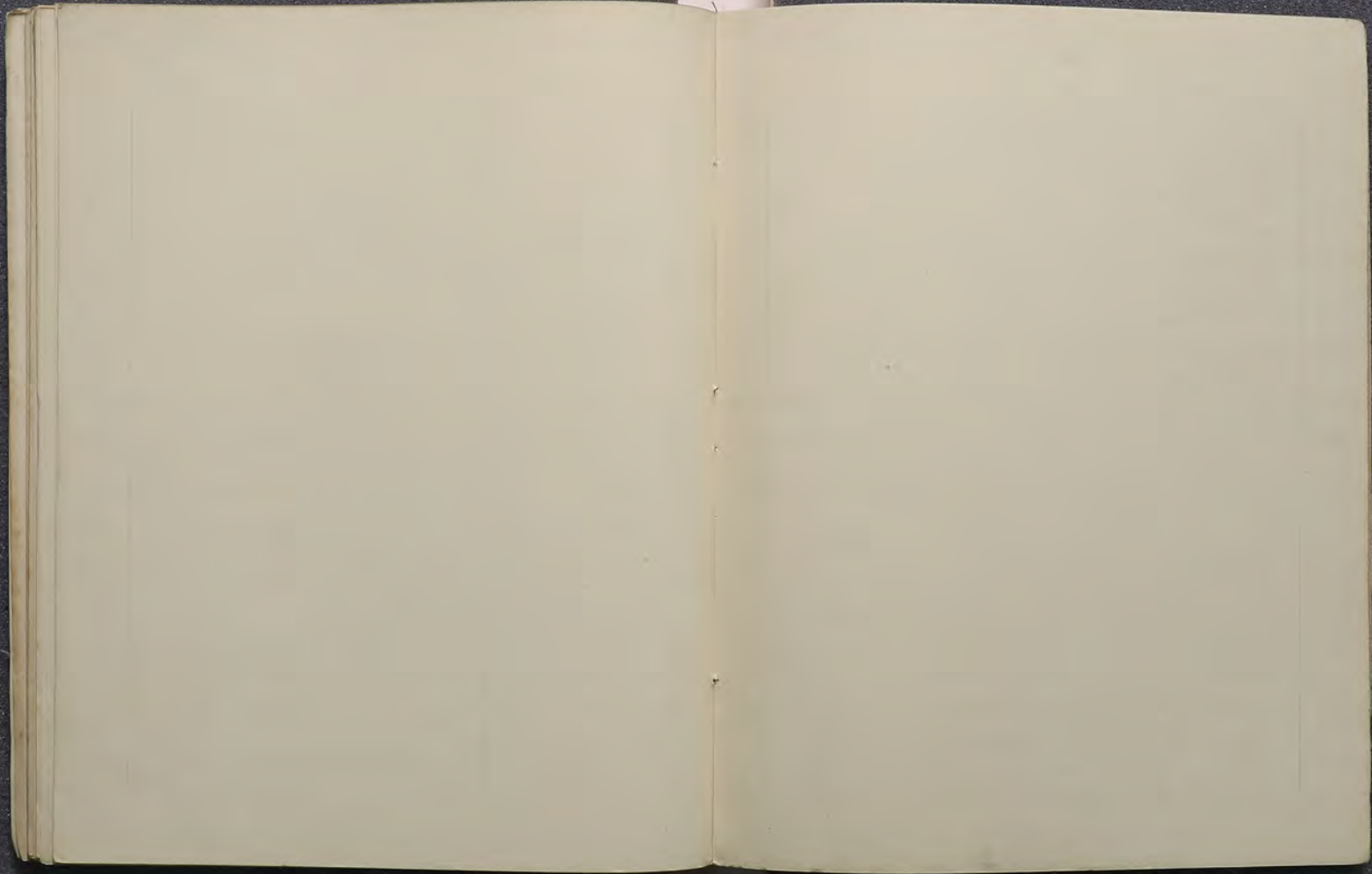


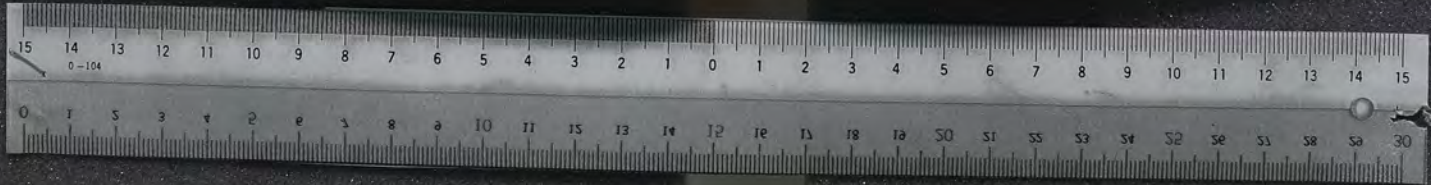
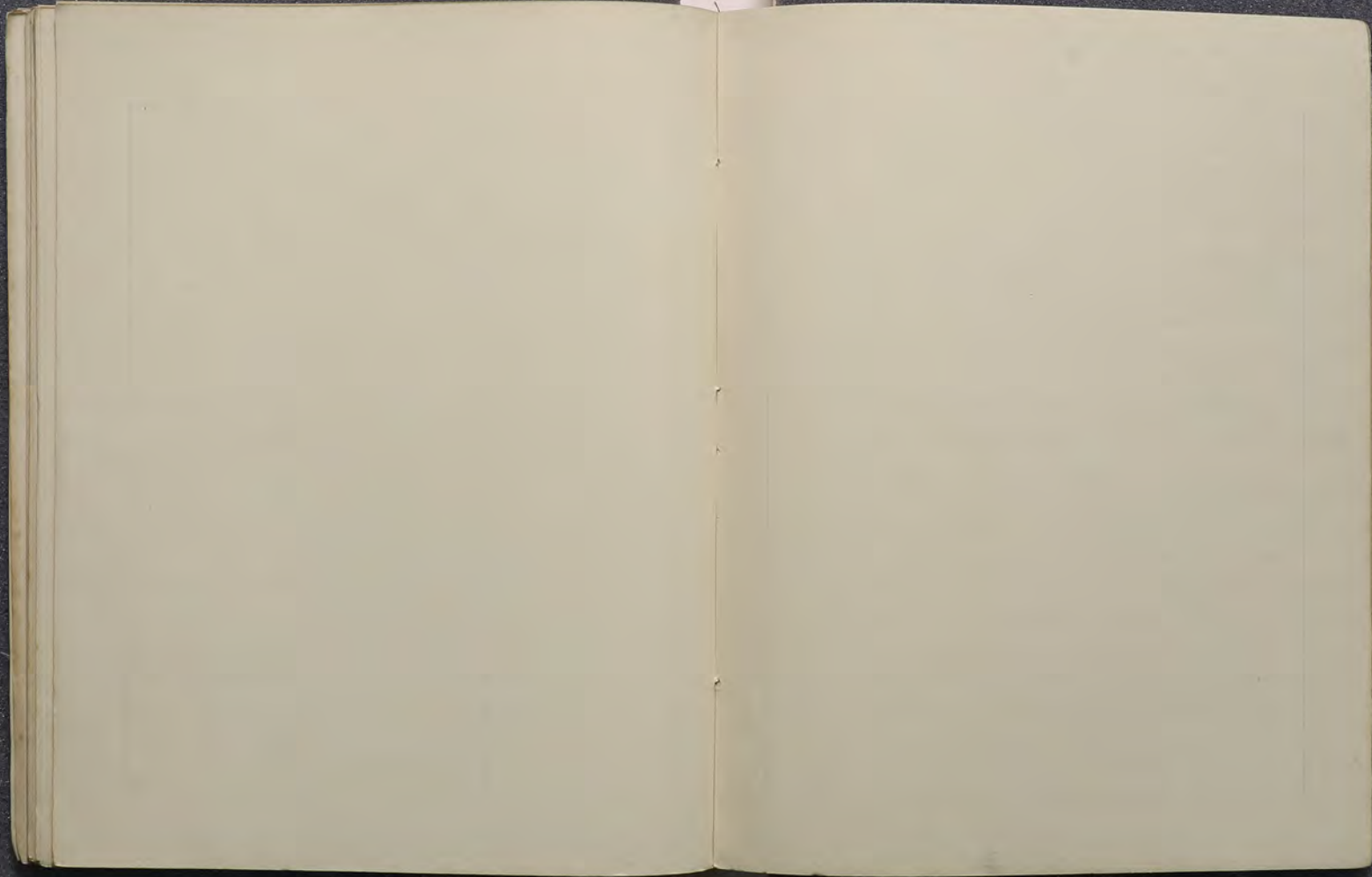


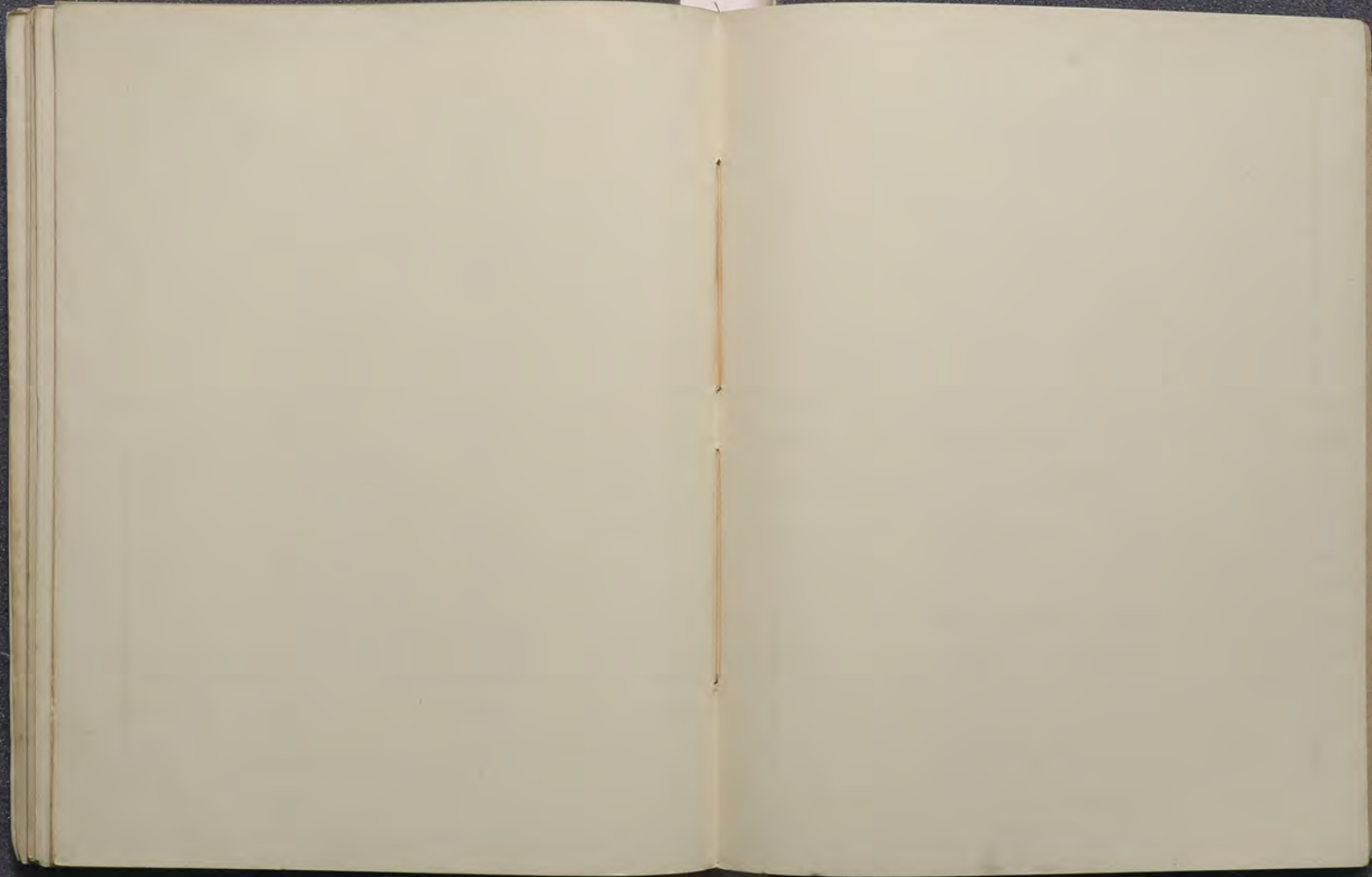


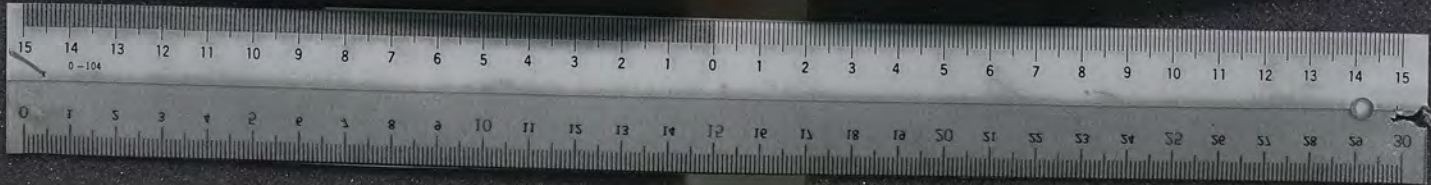
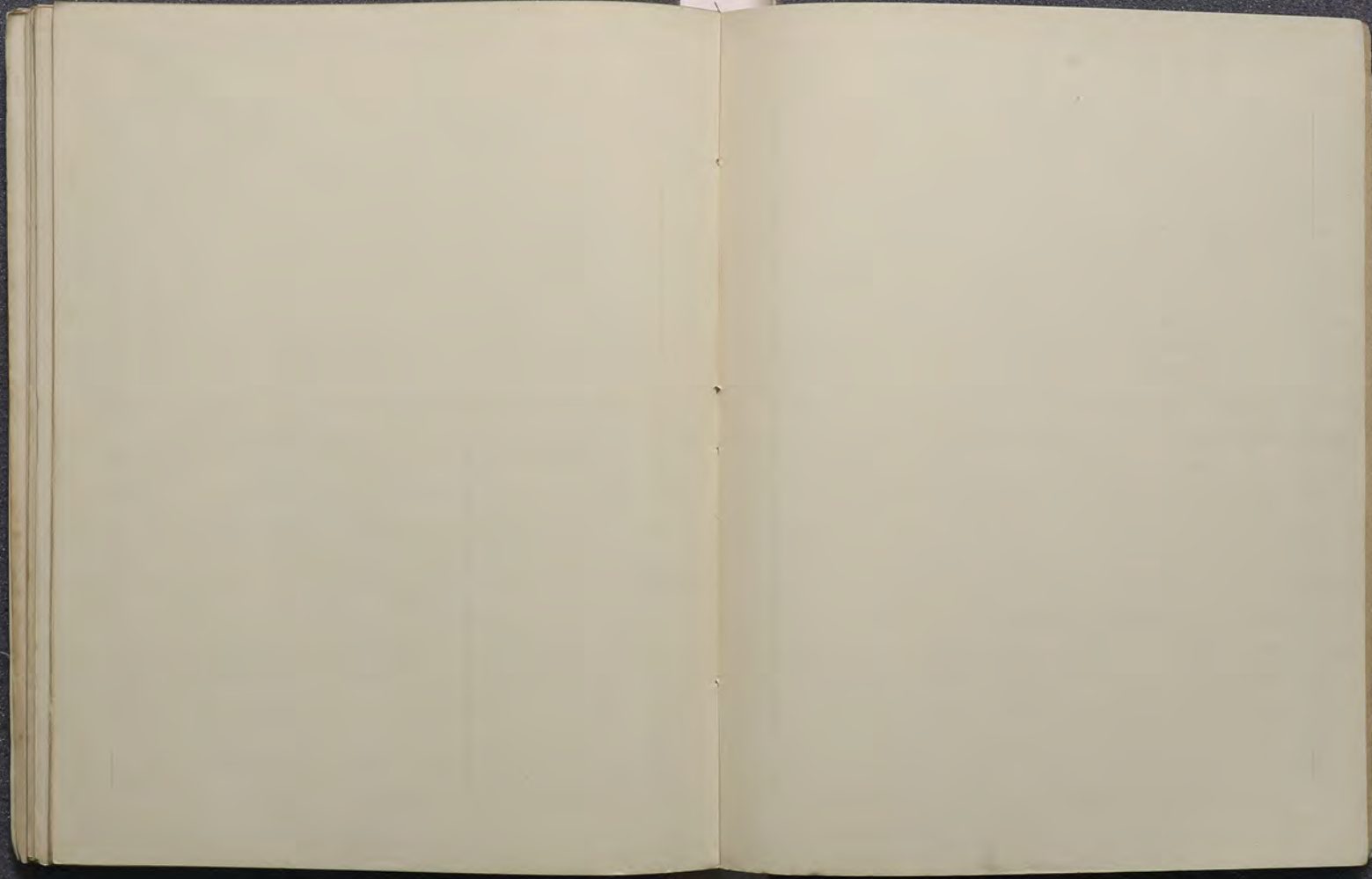


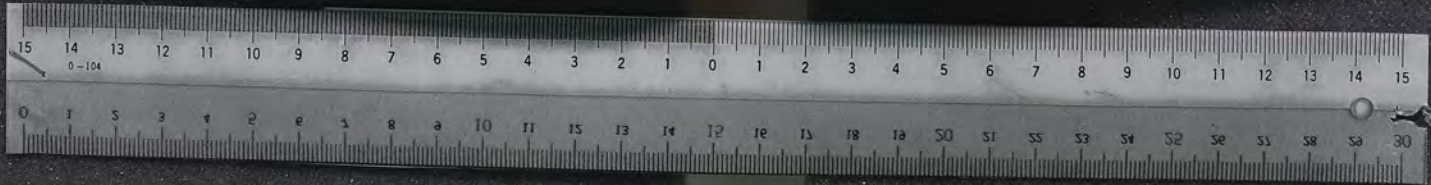
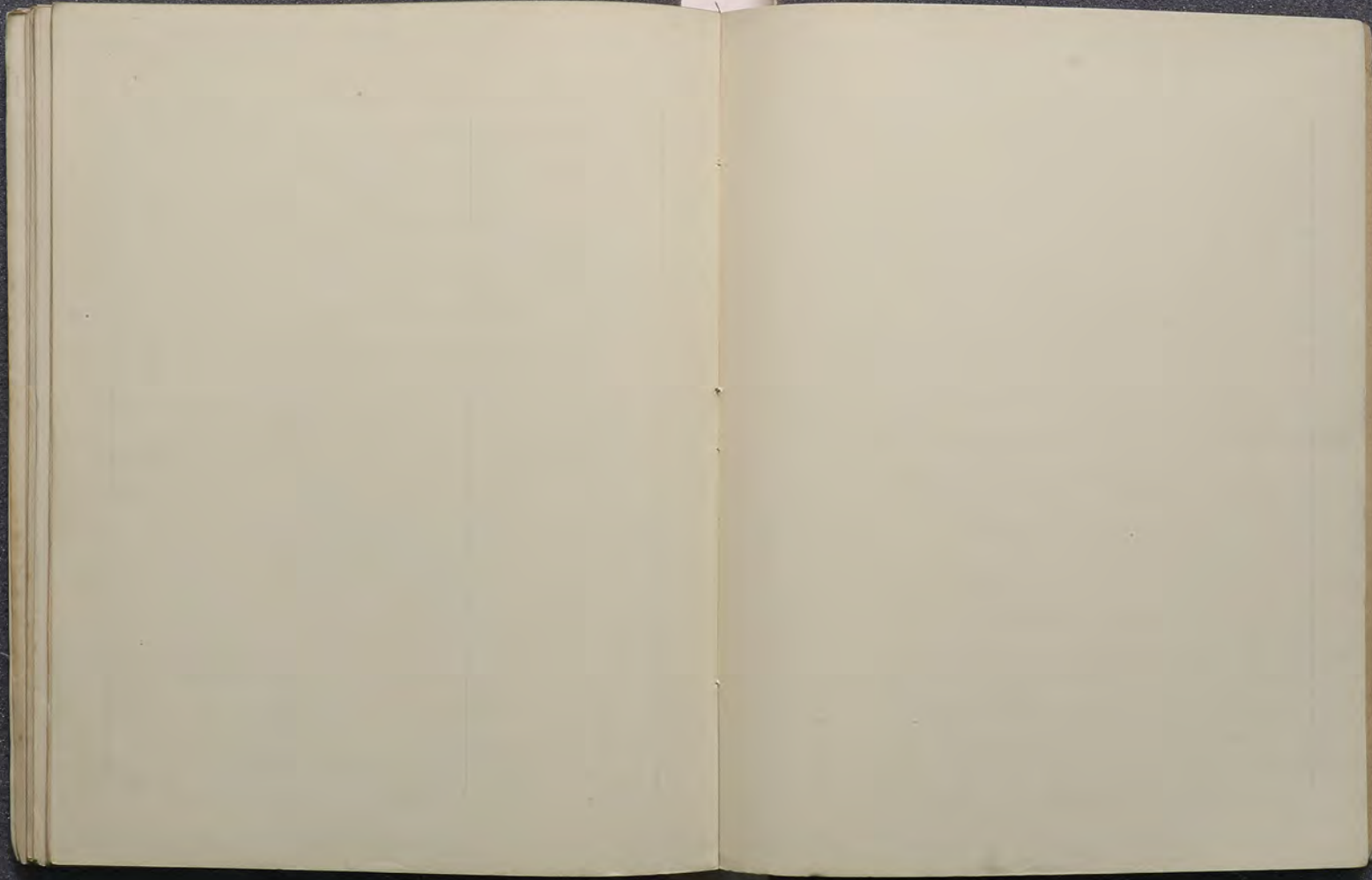


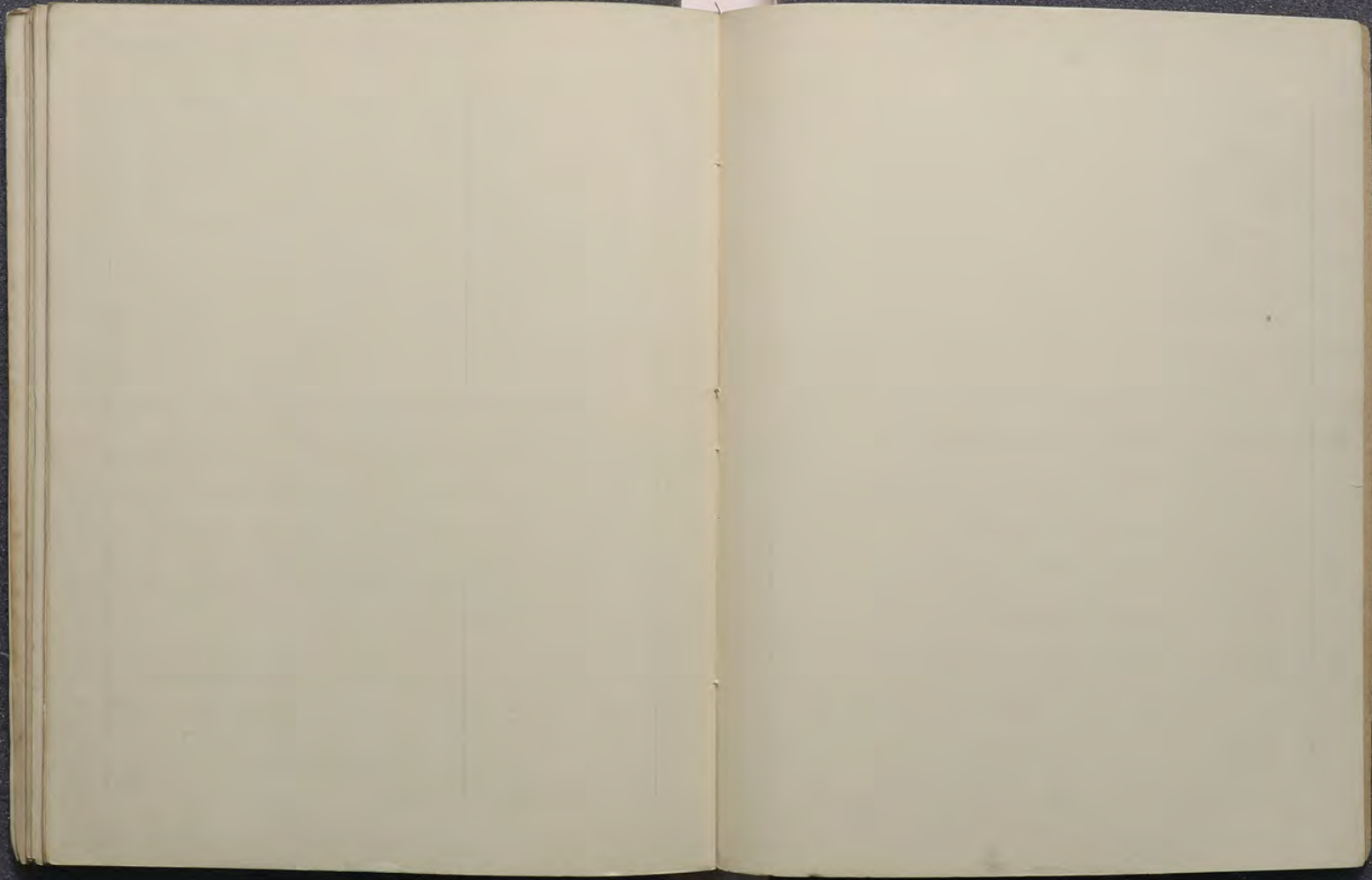


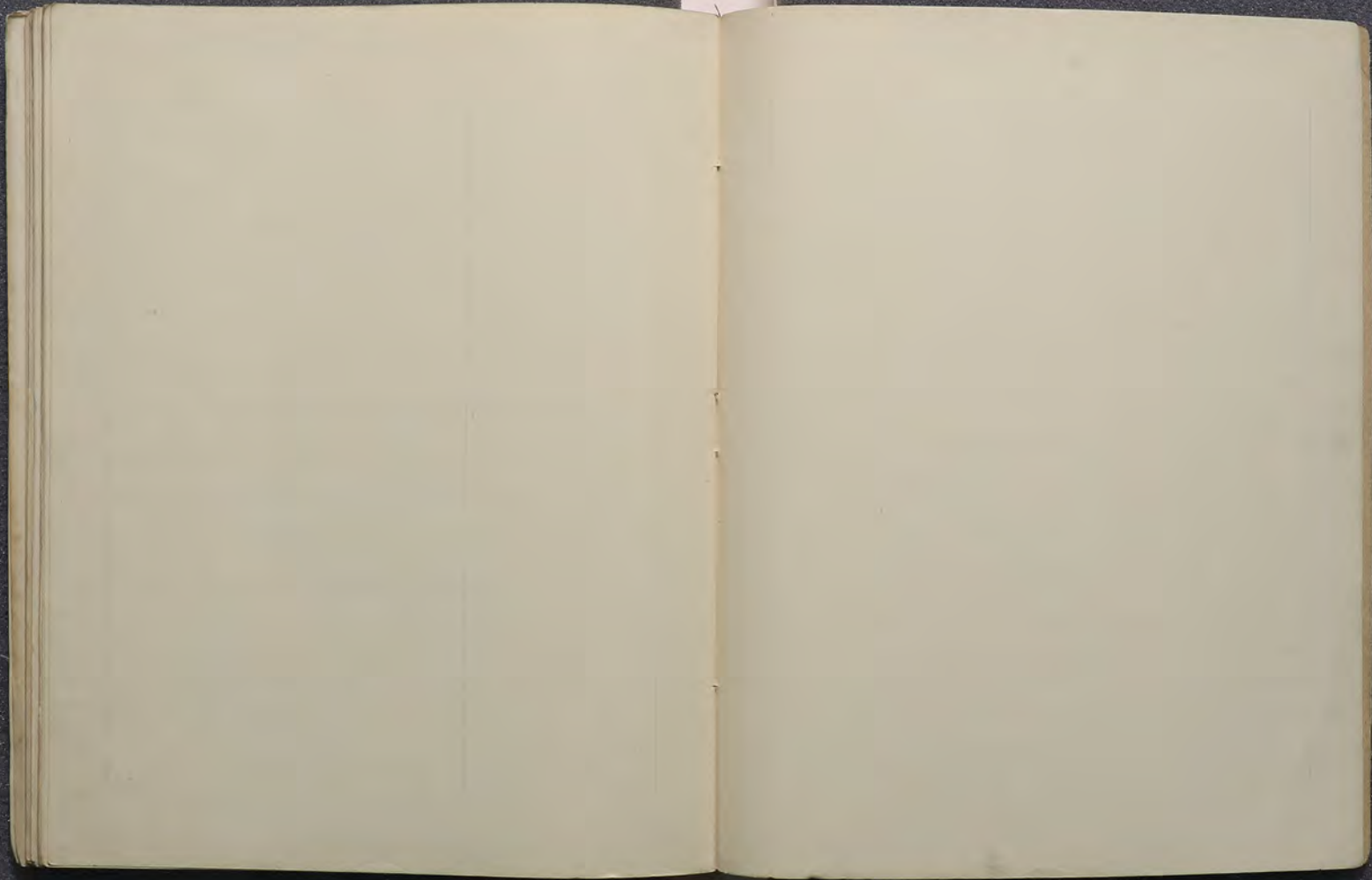




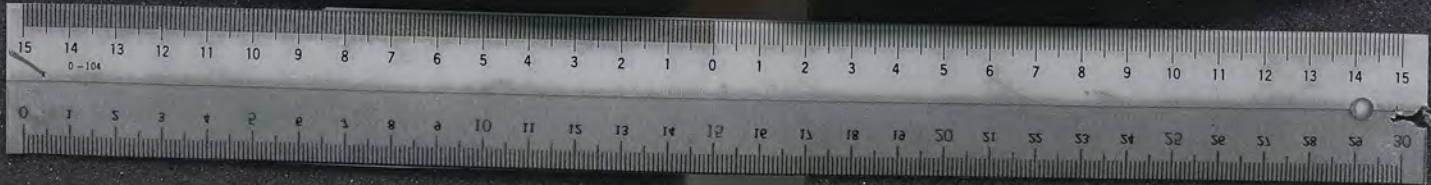
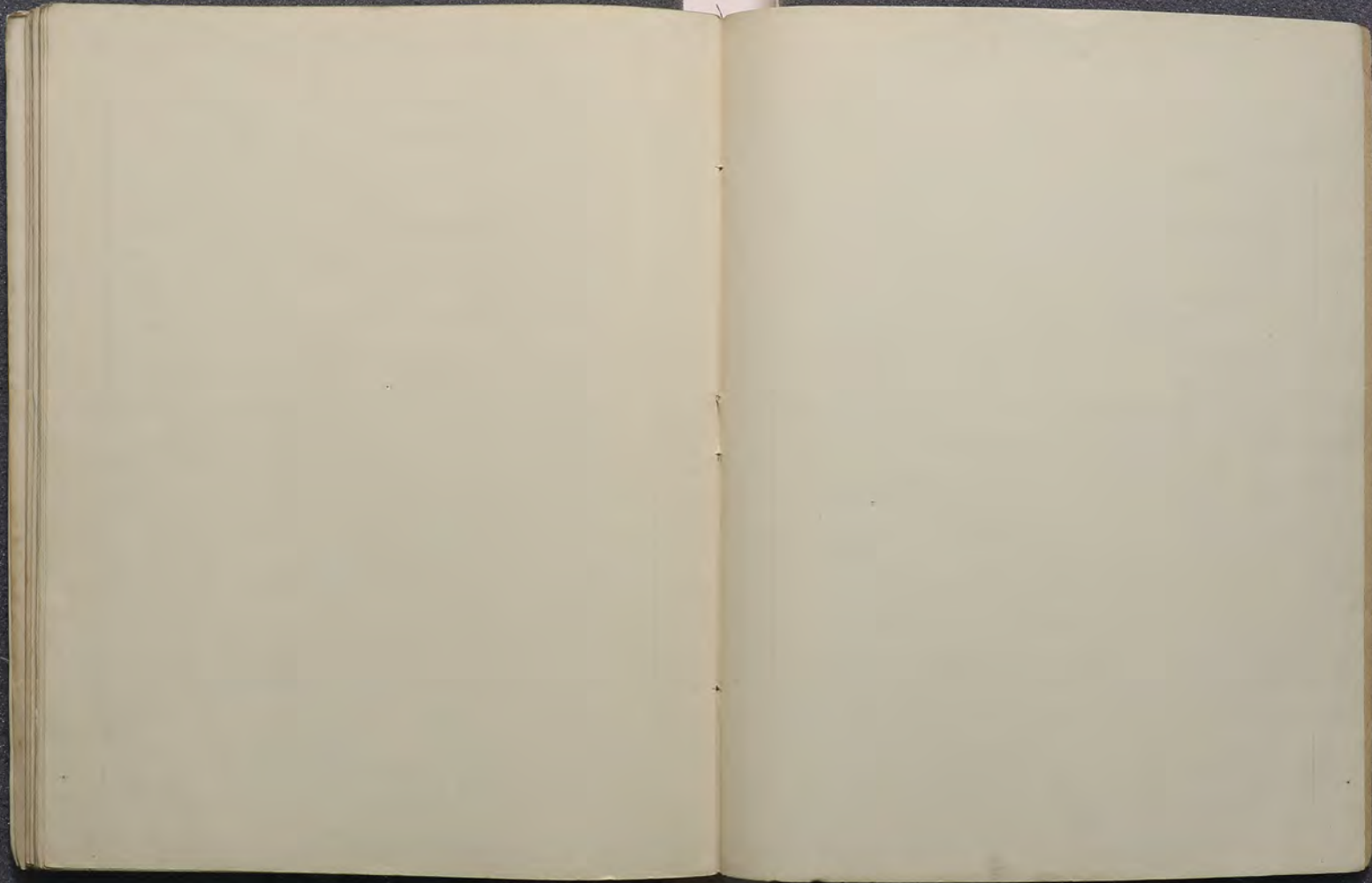












Deutsche  
 Rechtsgeschichte  
 Rechtsgeschichtliche  
 Abhandlungen

中田	法判史	法判史	法判史	法判史	法判史	法判史	中田	獨逸	法判史	法判史
黃	法判史	法判史	法判史	法判史	法判史	法判史	獨逸	法判史	法判史	法判史
Schreckliches	法判史	法判史	法判史	法判史	法判史	法判史	獨逸	法判史	法判史	法判史
Wih.	法判史	法判史	法判史	法判史	法判史	法判史	獨逸	法判史	法判史	法判史
Wer ruff	法判史	法判史	法判史	法判史	法判史	法判史	獨逸	法判史	法判史	法判史
孫	法判史	法判史	法判史	法判史	法判史	法判史	獨逸	法判史	法判史	法判史
教授	法判史	法判史	法判史	法判史	法判史	法判史	獨逸	法判史	法判史	法判史
教授	法判史	法判史	法判史	法判史	法判史	法判史	獨逸	法判史	法判史	法判史

Erben Erben Erben  
 Erben Erben

OpCARD 10

